

第二章
中
世

史料解説

一、史料の概要と特色

中世編では、本文篇の記述に従い、摂関時代（十世紀末）より戦国時代までの史料を取上げた。このうち、町外史料は第一―三節に編年順に収載し、町内史料である温泉寺所蔵文書・秦忠雄家所蔵文書は第四・五節に家わけとして収録した。町外史料のうち平安後期・鎌倉時代については、直接町域に関わる史料が僅少なために、本文篇で取扱われた事件に関係する史料を中心として、当時の但馬国の情勢をしめすものもあわせて収載し、時代の特色を浮彫りにするように努めた。また、南北朝・室町時代については、同時代の町内史料が数多く存在するため、町域の莊園や貴人の下向に関する史料のみを収載した。一方、町内史料のうち温泉寺所蔵文書では、中世の年紀をもつ古文書の大部分のほか、中世に書写された温泉寺縁起、中世末の成立とされる曼陀羅記もともに収めた。なお、秦忠雄家所蔵文書では、直接町域に関係しないものを省略している。

つぎに中世史料の特色にふれる。史料の種類は、日記・古文書・編纂史料・文学作品等に大別される。これらのうち、日記は貴族や寺社・官司等の機関が、備忘や子孫への訓戒のために政務や儀式、事件を記したもので、ほぼ正確な史実を伝えている。したがって古代の「六国史」が終った後の、政治史に関する最重要史料で、本史料編にも多数収載されている。これに対し古文書は、特定の事柄についての命令連絡

を、ある者から他の者へ伝える目的で作成されたものである。中世では、所領をめぐる訴訟裁決・讓渡・伝領に関するものが多く、莊園・公領などの現地の情勢を知る貴重な史料と言える。これらは土地所有の証拠文書として、莊園領主等のもとにまとめて伝えられた場合が多い。こうした日記・古文書が同時代史料であるのに対し、編纂史料はこれらをもとに編修し、場合によっては編年順に配列したもので、史料価値は高いが、反面編纂の際の誤記や編者の意図的な改ざん等もあり、注意を要する。最後に、文学作品としては歴史物語・軍記物・説話・和歌などがある。これらは作品の性格上、誇張、作為は免れず、ただちに信用することはできない面もあるが、日記・古文書等の欠を補う独自の記事も多く、史料として貴重な意義をもつ。

以下、町内・町外の各史料について、特徴等を説明する。なお数字は史料番号である。

二、各時代の史料

(1) 撰関・院政期の但馬

第一節では平安時代後半の史料を取上げる。この時代の史料で直接城崎町に関わるものは一二・一三の二点にすぎず、但馬国全体の情勢を物語る史料を補い、当時の地域の特色を浮彫りにした。とくに撰関政治、院政のもとで活躍した受領層関係の記事を多数収めている(四〇―一一)。

まず撰関時代では、厳しい収奪を行なった受領と在地勢力の衝突が見られる。受領の苛政に対する郡司・百姓らの上訴は、有名な尾張国をはじめ各地で発生しているが、但馬国でも道長晩年の治安(1031)三年に国守

藤原実経が訴えられている（四く五）。実経は結局釐務（国務）停止を命ぜられるが、間もなく復任している。このことは、六のように、実経が但馬国の特産品であった生糸を当時の有力者たちに贈っていたことと無関係ではないだろう。なお、この事件を記した小右記は当時の右大臣藤原実資の日記で、摂関政治の実態を知る最重要史料である。しかし、寄進地系荘園が発展すると、権門寺社である荘園領主が紛争に介入することになり七の但馬守源則理の様に、荘園領主石清水八幡宮の訴えによって配流される受領もいた。

一方、院政期に入ると但馬守には有力な院近臣が相ついで就任し、八の高階仲章のごとく、莫大な成功に励むことになる。九は白河院近臣平正盛の台頭をしめす有名な史料だが、これによると但馬は「第一国」と評される富裕な国で、但馬守の地位が人々の羨望を集めたことがわかる。しかし当時の受領はほとんど在京したままで任国に赴かず、実際の政務は現地の豪族等である在庁官人に委ねていた。一〇はやはり院近臣である藤原忠隆が就任に際し、但馬国の在庁官人に初めて下した命令を伝える史料で、政務の内容を具体的にしめす注目すべきものである。このような受領の地位はしだいに政務から遊離し、単なる利権と化してゆくが、七歳の国守任命を伝える一一はその好例。なお中右記は右大臣藤原宗忠の日記で、白河院政期の政情を知る基本史料である。

さて、一二・一三は直接城崎と関わりをしめす貴重な史料である。一二は中止されたとは言え、貴人の来遊が当時も見られたことをしめす記事で、この場合の貴人は頼長の父で当時宇治に隠棲していた前摂政忠実と思われる。一方一三は温泉寺の史料初見で、同寺がこのころ中央からも注意される寺院であったことを物語る。八条院領は主要な皇室領荘園群の一つで、のちの大覚寺統の経済基盤である。

先述した正盛の但馬守就任をはじめ、但馬国と平氏は種々の関係をもつ。治承三年十一月、清盛は後白河院を幽閉し院に代わって政権を握ったが、この政変の際に、但馬も清盛の弟経盛の知行国となり、その子経正が国守となっている（一四〇一六）。平氏の家人盛継が但馬に潜伏したのも、こうした事情と無関係ではないだろう。

(2) 公武の政争と荘園の動き

第二節では鎌倉時代の史料を取上げる。この時代の史料は、政争によって但馬に潜伏したり配流された人々に関するものと、町域に関係する荘園の文書とが中心である。

前者では、まず一七の平盛継の潜伏・追捕についての史料がある。鎌倉時代後期に幕府の手で編まれた幕府の公式歴史書 吾妻鏡では、盛継が丹波付近に潜伏し、後藤基清に追討が命ぜられたことが記されているにすぎないが、平家物語では但馬国の豪族氣比道弘の諱となり、やがて道弘に捕えられたと伝える。

文学作品という性格上、にわかになてを信じられないが、注目すべき伝承である。なお平家物語には流布本などの語り物系と、より原型に近いとされる読本系の二系統の写本があり、ここでは流布本とともに後者の代表として長門本を掲げた。ついで、承久の変によって但馬に配流された雅成親王の史料を収めた（一八・一九・二四）。鎌倉後期（南北朝期の成立とされる軍記物承久記（慈光寺本）では親王の配所は「室ノ朝倉」とあるが、（参考）に掲げた史料では、高屋に親王の在所黒木御所があったとする。しかし、これらは後代の史料で信憑性には疑問もある。一方、後醍醐天皇による幕府打倒計画である元弘元年の元弘の変でも皇子の一人が但馬に配流されたが、彼は二年後には六波羅攻に加わっている。しかし、この皇子に

ついでには太平記の記述に喰違いもあり、恒良親王、静尊法親王のいづれなのか不明確である(三一・三二)。
 さて莊園関係の史料のうちで二七の但馬国大田文の重要性は言うまでもないが、しかし氣比水上莊のように大田文に記載されず、しかも多くの関係文書を有する莊園もある。天台宗門跡寺院青蓮院に関する平安末から室町期の史料を集大成した門葉記によれば、同莊は尼觀如から尊守親王に讓渡されて門跡領となり(二二)、鎌倉末には大宮院領として龜山院仏事用途など皇室行事の財源ともなっている(二九・三〇)。
(二五三)
(二八三)
 また永仁元年には去る弘安五年の和与に背いて不法な支配や徴税を企てたとして、同莊に対する地頭の非法を禁ずる判決が幕府から下された(二八)。二〇の、田結莊に対する武士濫妨停止を命じた義時書状とともに、幕府が承久の乱以後、武士による莊園侵略を抑えて莊園制秩序を守る姿勢をしめたことを物語る史料である。とは言え、当時武士の力が強まっていたことは否めず、莊園領主は年貢の押領に苦しめられるが、二一の藤原範基も、湯治と共に年貢確保も目的として但馬の所領に來向していたのではないだろうか。なお明月記は鎌倉初期の有名な歌人藤原定家の日記で、その原本の多くは定家の後裔冷泉家に今日まで伝えられている。

以上のほか、貴人の來遊に関する史料も少なくないが、右の定家の子息大納言為家らを伴って安嘉門院が城崎を訪れたこと(二六)はよく知られている。その史料増鏡は二条良基の著とも考えられ、大鏡・今鏡・水鏡と並び四鏡とも称される代表的歴史物語である。このできごととは増補本系と呼ばれる系統の写本にのみ記されているが、外記局の公的日記である外記日記にも、女院の來訪を裏付ける記事があり、ほぼ史実と考えることができる。

(3) 南北朝動乱と下剋上の時代

第三節では南北朝・室町時代の史料を取上げる。この時代は、六十年におよぶ南北朝動乱、守護領国を経て戦国時代を迎える激しい動乱、変革の連続であった。こうした過程で荘園制も没落に向うことになるが、本節にはやはり町域における荘園の動揺、変化をしめす史料が多く収められている。

まず注目されるのは、播磨国の天台宗寺院清水寺の勢力が城崎にもおよび、下鶴井荘公文職(三三三)、氣比水上荘領家職(三五)が相ついで同寺に寄進されている点である。この清水寺は法道仙人創建とも伝えられる古い寺院で、現在の加東郡社町御嶽山頂に所在する。当時は持明院統や赤松氏の帰依を受けて大きく発展していたものと考えられる。同寺に伝わる清水寺文書は兵庫県下最大の古文書群で、平安末から明治にいたる古文書・記録七五〇点余を数える。

やがて氣比水上荘や氣比荘は、足利氏歴代の尊崇を受けて繁栄した北野天満宮領となっている(三八・四〇)。しかし十五世紀の半ばをすぎると、北野天満宮も社領の返還を幕府に再三願い出ることになり、同社の荘園も武士の侵略を受けていたことがわかる。四〇〜四二は、北野天満宮が幕府に対し氣比水上荘返還を要請して認められたものの、但馬守護山名政豊が二年後になって漸く返答した経緯をしめす史料である。このことは、もはや応仁の乱を経て幕府の威令がおよび難くなっていた事情を物語っている。なお北野社家日記は、北野社家松梅院の社僧歴代の日記である。

三、町内文書

(1) 温泉寺所蔵文書

古い由緒をもつ温泉寺には、すぐれた建築物や仏像等とともに、中世の年紀を有する文書が伝えられている。その大部分は明徳元年〔三九〇〕から応永十七年〔四一〇〕にかけてのもので、明徳の乱後に新たな但馬守護に就任した山名時熙の被官等が、温泉寺に対する所領寄進・諸役免除・安堵等を行なったことをしめす内容である。これらは当時の温泉寺が山名氏から篤い崇敬を受けていたことを物語っている。

文書はいずれも後代の書写で原文書は伝わっていないが、四五の寺領関係文書のように当時の地名を知りうるものや、四六の湯銭徴収を命じた佐々木成清寄進状など、注目すべき文書が含まれている。しかし、四七の冒頭にも四六と同内容同一日付でありながら文言が大きく異なる文書があるし、また四七の最後の山名政豊書下写のように、政豊の署名をその死後の院号宗源院と記したものなど、書写の際の誤まりや改変も目立ち検討を要する。このような問題を含む文書群には史料番号のつぎに（参考）と付記して注意を促した。

もちろん右のような文書も決して架空のものではなく、本来その原型となった文書が存在していたものと考えられ、史料として重要な意義をもっている。その意味で、様式、文言から作為が明白なために掲載しなかった元久二年〔二〇五〕の年紀をもつ院主玄豪宛の鎌倉幕府感状も、当時の温泉寺と幕府との関係を窺知させる可能性もある。

一方、温泉寺には古文書のほかに温泉寺縁起帳（四九）、曼陀羅記（五〇）といった、同寺や城崎温泉の起源に関する伝承を記した縁起類が伝えられている。内容は奈良時代を舞台にした伝説であるが、前者は現存する最古の写本が大永八年^{〔五二七〕}、のものは慶長五年^{〔六〇〇〕}の成立であるため、本節に収載した。

また、本堂十一面観音懸仏・本堂木部に中世の年紀をもつ銘があり、これらも最後に掲載した（五一・五二）

(2) 秦忠雄家所蔵文書

秦忠雄家所蔵文書には、多数の近世文書とともに、円通寺領但馬国桃嶋・竹野郷・因幡国津井郷に関する室町時代の文書が伝えられている。本節ではその中から桃嶋に関係するもののみ十点を掲載した（五三）。これらの文書は、時熙以降棟豊にいたる山名氏の歴代当主が円通寺領に対して安堵や諸役免除等を行つたもので、近世の書写と考えられるが、様式・文言から考えて信憑性は高いものである。

一方、このほかに同文書には本文篇でも詳しく紹介された、桃嶋における漁業権安堵に関する三通の文書がある（五四）。これらは様式・文書ともに同時代の文書とは異質で、後代の作為の可能性を否定することはできない。このため（参考）として掲載したが、むしろこれらの文書についても何らかの根拠が存在したものと考えられ、他史料との照合など今後の検討が待たれる。

第一節 撰関・院政期の但馬

一、中納言藤原隆家、事に坐し但馬に配さる

長徳二年(九九六)

〔扶桑略記〕 四月二十四日

内大臣藤原朝臣伊周貶_レ謫大宰権帥_一、年廿二、中納言藤原隆家貶_レ遷出雲権守_一、年十七、配_レ流但馬国_一、件左遷事、元者、去正月十六日、花山院移_レ幸故恒徳公之家_一、内大臣又到_レ彼家_一、於_レ是内大臣共人等、射_二花山院御在所_一、仍事起_レ是矣、云々、

二、藤原道長、除目において隆家らの左遷を決定する

長徳二年

〔小右記〕

四月二十四日

先_レ是於_二御前_一有_二除目_一、_レ在_レ奥、大臣取_レ副除目於_レ笏_一着_レ陣、以_二左大弁惟仲_一令_二清書_一、配流雜事等委_二右大将_一、此間諸卿依_レ仰入_二陣中_一、除目_一清右大将奏聞、召_二式部丞_一賜_二下名_一、召_二大内記齊名朝臣_一、仰_二配流宣命事_一射_二花山法皇_一事、兎_二咀女院_一并固関勅符事_一、先_レ是令_レ警_二召_二左衛門権佐允亮朝臣_一、佐_下可_レ追_二下権帥_一之由上、允亮朝臣申請、左衛門府生西志宗_一、廷尉相共向_二彼家_一、以_二左衛門尉源為貞_一、為_下送_二大宰_一之使上、又追_二出雲権守隆家_一之使右衛門尉藤原陳泰行_一官符_一、及伊豆権守高階信順・淡路権守同道順等任符令_レ候也、(中略)

今朝仰_二左右馬寮_一令_レ引_二御馬_一、堪_二武芸_一五位以下、依_二宣旨_一令_レ候_二鳥曹司_一云々、大宰権帥正三位藤原伊周_一元内大臣、出雲権守從三位藤原隆家_一元中納言、

三、藤原隆家、但馬に留まる

長徳二年

〔小右記〕 五月十五日

参内、伊周・隆家依り得逗留事、右大将・式部大甫・左兵衛督・宰相中将参会、
権帥伊周・出雲権守隆家依り病不レ赴_二向配所_一之由、
領送使言上云々、頭弁行成云、権帥者病間安_二置播磨
国便所_一、出雲権守安_二置但馬国便所_一、各令レ請_二国
司_一、取_二其請文_一可_二帰参_一者、又信順朝臣申_二病由_一、
兼又万死一生、此間暫不レ可_二催追_一、奉_二道順朝臣_一
早可_二追下_一者、頭談説也、

〔公卿補任〕 長徳二年

(中略)

中納言 従三位 同隆家

四月廿四日坐レ事左_一降出雲権守_二、
五月一日赴任_{十八}、於_二但馬国_一
申_二病由_一逗留、四年五四帰京、十
月廿三兵部卿、

〔栄花物語〕 卷五 浦く_二の別

かくてまつりはてぬれば、世中にいひさゞめきつる事
共のあるべきさまに人く_一いひさだめて、おそろしう
むつかしう内大臣殿も中納言殿も覚し歎く、(中略)
内には陣に、みちの国の前守維のぶ、左衛門尉維時、
備前々司頼光、周防前周頼親など云人く_一、皆これ満
仲・貞盛子孫也、おのく_一つは物どもをかざしらずお
ほく候、東宮の_三たちはきよ、瀧口など云もの共夜るひ
る候て、せきをかためなどしていとうたて有、世には
ぬす人あさりとひつぐるもいとゆ、し、(中略)か、
る程に、このみだれがはしき物の中をかきわけ、さす
がにうるはしくさうぞきたる物、みなみおもてにたゞ
まいりに参て、こは何にかと思程に、宣命と云物読む
なりけり、きけば、太上天皇を殺し奉らむとしたるつ
み一、御門の御母后をのろはせ奉りたるつみ一、公家
よりほかの人いまだおこなはざる大元の法をわたくし
にかくしておこなはせ給へるつみにより、内大臣を

つくし(筑紫)の帥になしてながしつかはす、又中納言をば出雲権守になしてながしつかはすと云事をよみの、しるに、宮の内の上下、こゑをとよみみなきたる程の有様、このふみよむ人もあはてたり、(中略)長徳二年四月廿四日なりけり、帥殿はつくしのかたなれば、ひつじさるのかたにおはします、中納言は出雲のかたなれば、丹波の方の道よりとて、いぬゑぬゑさまにおはする、(中略)中納言の御ともには、左衛門尉延安ノリヤスと云人は、長谷僧都ソウトのはらからの檢非違使也、それぞつかうまつりたりける、(中略)女院(藤原詮子)(二奉天皇)も内も、はるかなる御有様をいとゞ心ぐるしう覺しめして、大殿にも猶、ことよろしかるべくなど、院に切キに申させ給て、帥殿ははりま(播磨)に、中納言殿はたち(但馬)まに留給べき宣旨下ぬ、(中略)かくて但馬におはしつきぬれば、国のかみ公家オホキヤケの御さだめよりほかに、さしす、みつかふまつる事おほかり、中納言殿は心あい行づき給へれば、誰もいみじうぞつかふまつりける、おはしつきぬれば、延安ノリヤスみやこへ帰り参るに、いと心ほそげなる御有様の心ぐるしさに、我

子をとものにゐていきたりける友助トモタケと云をとめて、御心にしたがへといひをきて、我は上りける、(中略)かくいふ程に、神無月の廿日あまりの程に、京には母北方うせ給ぬ、(中略)但馬には夜をひるにて人参りたれば、鳴々御ぞなどそめさせ給、(中略)四月(長徳元年)にぞ今は召返すよしの宣旨くだりける、(中略)筑紫には御使も宣旨もまだ参らぬに、但馬にはいと近ければ、御むかへのさるべき人々ト数も知ず参こみたり、それもいでや面目有事にもあらねど、いとゞうれしく覺さる、さてのぼらせ給、五月三四日の程にぞ京に付給へる、

四、但馬国郡司ら国守藤原実経を訴う

治安三年(一〇三三)

〔小右記〕 四月十九日

右中弁章(藤原)信持ノリマサ「来宣旨」、但馬国郡司七人ノリマサ参上、仰云、国解文并院御庄司申文等、即下ノリマサ給同弁一、下ノリマサ給檢非違使序ノリマサ「可レ令二定申一者、即下ノリマサ給同弁一、

〔小右記〕

四月二十一日

或云、但馬国郡司七人在^(藤原行成)二権大納言家^一、左衛門志豊道依^二宣旨^一請^二取彼等身^一於^二門外腋^一禁^二脱巾^一云々、但馬守実経同宿^二大納言家^一坎、父子共失^二面目^一了、^(藤原道長)禪間知^二事之不^レ実所^レ被^レ行云々、使^レ庁勘問之後真偽可^レ知、

五、朝廷、国守実経の釐務停止、郡司等の帰国を命ず

治安三年(一〇三三)

〔小右記〕

六月二日

入^レ夜左頭中将朝任下^レ給勘^二問^一惟朝法師・但馬郡司等^一日記・調度文書等上、伝仰云、前日惟朝法師優免了、但馬国朝来郡農桑多勝^二他郡^一云々、而郡司等参上、定無^二其勤^一、事在^二農節^一、從^二輕法^一可^レ給^レ假、亦^(藤原実基)国司罪科不^レ輕、可^レ停^二釐務^一、是亦輕法者、召^二遣

右中弁章信^一、即来、仰下可^レ停^二但馬国司実経釐務^一事、郡司給^レ假等事上、可^レ待^(停カ)二釐幣^(務カ)一宣旨召^二大外記頼隆^一問^二先例^一、申云、停任宣旨外記所^レ承也、至下停^二釐務^一宣旨上弁官承^レ之、依^レ可^レ給^二官符於本国^一者、尤可^レ然、仍仰^二右中弁章信^一了、

六、但馬守実経、絹糸を右大臣藤原実資に贈る

万寿二年(一〇二五)

〔小右記〕

十一月五日

奉^二幣春日祭^一、發遣之後念誦誦経如^レ常、祭使少将^(藤原)行経遣^二摺袴^一、但馬守実経去^(志カ)桑糸六十疋、^(藤原行成)十疋條料、此絹頗宜、不^レ似^二他国^一、似^レ有^二芳心^一、父^(藤原行成)大納言諷、^(是志)是志以^(前坎)前坎

七、但馬守源則理、八幡別宮と争い配流さる

長暦元年(一〇三七)

〔百鍊抄〕 閏四月八日

諸卿定_下申石清水別宮神人与_二但馬守則理_一鬪乱事上、
仗議之間、雷鳴雹降、

〔行親記〕 長暦元年五月二十日

今日被_レ定_二明法博士等勘申前但馬守則理朝臣等罪名
事_一、右大臣_{〔原末定〕}以下諸卿於_二左仗_一被_二定申_一、書_二定
文_一奏聞、_{〔左大弁〕}出_レ之_{〔左大弁〕} 件事去長元八年、但馬在任之間、
依_レ有_二官物負累_一、左_{〔宿祢〕}衆祢衆長令_レ申_二其弁_一問、
籠_{〔停座〕}衆長依_レ為_二八幡別官司_一別_{〔寄力〕}別当神人等為
レ愁_二件事_一、率_二數百人_一來_二国府近辺_一、即依_レ有
レ聞_下奪_二衆長_一並可_レ入_二乱館_一、内々造_{〔相防ルカ〕}相防之間
有_二中_レ矢死亡之者_一、因_レ之八幡宮以_二別当申旨_一
有_二愁申_一、国司又進_二国解_一、仍彼年十二月、遣_二右
少史高橋文俊_一令_レ推_二問彼此所_レ申、即歸_二參日記

等_一、其後宮寺称_レ有_レ所_レ申、仍於京_{□□}推問、召_二
遣在国司等_一之間、先帝有_{〔後一条天皇〕}二晏駕之事_一、相次去年有
レ限大事等指合、自以延引、今年三月召_二在国司等_一、
於_レ官被_二勘問_一、任_二件日記等_一可_レ勘_二罪名_一由、前
日諸卿有_二定申_一、仍令_レ下_二勘罪名_一、隨而法家進_二
勘文_一、又有_下可_二定申_一之宣旨上、仍所_二定申_一也、
勘申者十一人之中、被_レ処_二流罪_一者七人、可_二贖銅_一
者并追可_レ被_二定仰_一者等四人云々、抑可_二配流_一之_□
□諸卿又可_二定申_一者、被_レ定_二申則理土左、相奉_{〔伊豆〕}五位、
成任_{〔佐渡〕}五位、_{〔佐渡〕}少野近則_{〔常陸〕}六位、不_レ知_レ姓重氏_{〔安房〕}六位、
尾張忠親_{〔岐〕}、奏聞之後令_レ造_二官符_一、并可_レ召_二仰檢_一
非違使_一之由被_二召仰_一、并定親檢非違使等奉_レ宣後、
各向_二流人処々_一、先擲_二其身_一、待_二件官符等_一下向
云々、官人某丸可_レ向_二其所_一之由不_レ仰云々、

〔扶桑略記〕

長元十年五月二十日

前但馬守源則理配_二土佐国_一、刑部大輔相奉配_二流伊
豆国_一、散位成流_{〔佐渡カ〕}佐渡国_一、凡坐_レ事者七人也、

八、但馬守高階仲章、尊勝寺金堂等を造進す

康和四年(一一〇二)

〔諸寺供養記〕

七月二十一日

次以二藏人頭左中弁重資朝臣一被レ仰二人々勸賞一、

(中略)從五位上藤信(同)、侍(同)、(中略)藤原宗隆(同)、播磨国司舍弟、造塔勸賞及二親族一、

(中略)

但馬守仲章高階、造二進金堂・講堂・鐘樓・經藏・中門・廻廊一、

伊予守明朝臣、造二進藥師堂・觀音堂・五大堂一、

若狭守正盛、造二進尊勝堂一、

播磨守基隆朝臣、造二進東西五重塔一、

已上蒙二重任宣旨一、此成功各任二此国一、

*尊勝寺は堀河天皇御願寺で六勝寺の一つ。但馬守は伊予・播磨といった大国と同様の成功を行っており、但馬の富裕さがわかる。

九、平正盛、源義親討伐に

より但馬守に補任さる

嘉承三年(一一〇八)

〔中右記〕

正月二十四日

天快晴日甚明、及レ夜参内、依二除目入眼一也、(中略)

受領十五ヶ国之中、候レ院(同)之輩七人、多任二熟国一、

満座以目□不レ出二泪詞一、今度受領最前之除書也、

猶可レ被レ行二道理一、而頗少二其理一、為二之如何一、

末代作法之間無レ益、

(中略)

今夜除目之中、以二因幡守正盛一遷二任但馬守一、并

以二男盛康一任二右衛門尉一、以二平盛良一任二左兵衛

尉一、是追二討悪人義親一之賞也、彼身雖レ未二上洛一、

先有二此賞一也、件賞雖レ可レ然、正盛最下品者、被

レ任二第一国一、依二殊寵一者歟、凡不レ可レ陳二左右一、

候二院辺一人、天之与レ幸人歟、

(中略)

裏書云
受領被_レ任次第、

(中略)

但馬守平正盛 元因幡守、依_レ追_コ討悪人源義親_一遷任也、

雖_ニ軍功_一、而下臈身被_レ任_ニ第一_一、世

不_ニ甘心_一、就_レ中未_ニ上洛_一前也、依_レ候_ニ

院北面_一也、

*正盛はこれにより武士の第一人者となる。当時の但馬国は「第

一_一」と評されている。

一〇、藤原忠隆、但馬守に就任

し在_レ庁官人に政務を命ず

元永元年(一一一八)

〔朝野群載〕

卷二二 諸国雑事上

但馬初度国司庁宣

初度

庁宣 但馬国在_レ庁官人等

仰下雑事

一 可_レ勤_コ仕恒例神事_一

右国中之政、神事為_レ先、專致_ニ如在之嚴奠_一、須_レ

期_ニ部内之豊稔_一、一境殷富、乃貢易_レ備、百姓安

堵、資用已足者、

一 可_レ修_コ固池溝堰堤_一事

右農務之要、尤在_ニ池溝_一、宜_下下_コ知諸郡_一、早

致_中修固_上也、

一 可_レ催_コ勸農業_一事

右国以_レ民為_レ本、民以_レ農為_レ先、然則乃貢之備、

尤在_ニ此事_一、早以勤行者、

以前条事、所_レ宣如_レ件、宜_レ知_ニ此状_一、依_レ件行_レ之、

故宣、

年 月 日

守

〔朝野群載〕

卷二二 諸国雑事上

但馬第二度国司庁宣

第二度

庁宣 在_レ庁官人等

仰下条事

一 可_レ令_レ注_コ進官物率法_一事

右色々率徴一々可レ注コ進之一、

一可三同令レ注コ進一所目代并郡司・別符司等一事

右為レ令ニ尋沙汰一、早可レ注コ申之一、

一可三同令レ注コ進当年田数并国内起請田農料一之事

右国中之政、農料為レ先、官物為レ宗、早注ニ委

細一可レ令ニ進上一、兼可レ致ニ用意一之故也、

一可レ參コ上在庁官人等兩三人一事

右為レ召コ問先例国事一、為レ宗之輩、可レ參コ上之、

以前条事、所レ宣如レ件、在庁官人等宜ニ承知一、

依レ件行レ之、

元永元年十二月九日

右兵衛権佐兼大介藤原朝臣(皇孫)

* 右の二つの文書は国守が就任後最初に在庁官人に命じた政務内

容を示す貴重なもの。

一一、藤原隆季、七才で但馬守に補任さる

長承二年(一一三三)

〔中右記〕 九月二十一日

今夕有二除目一、去夜雖レ可レ被レ行、延引也、夜半除目了、

(中略)

但馬守藤原隆季、播磨守家成息男、年七歳

* 隆季は院近臣家成の長男。のち権大納言。

一二、貴人、但馬湯下向を停む

康治二年(一一四三)

〔台記〕 八月七日

参ニ宇治一、但馬湯御下向留る云々、

* 「台記」の記主藤原頼長は当時内大臣。摂政・関白忠実の次男。

一三、温泉寺、八条院領に含まる

安元二年(一一七六)

〔高山寺聖教類裏文書〕

八条院領目録

〔^{端裏書}官省庄々目六〕

安楽寿院御庄庄

(中略)

〔^{蘇光之}院御庄々

(後欠)

*本文書は次の文書の前半部分と考えられる。

〔高山寺聖教類裏文書〕

内閣文庫蔵
山科家古文書

八条院領目録

(前欠)

撰津国富嶋 宿野 甲斐国鎌田

(中略)

已上、帶二 官符一之、

伊勢国蘇原 近江国比牟礼 廣瀬社

但馬国河合・温泉両寺 多々良木

出雲国来海

美作国埴和

肥後国豊田

弘誓院御庄々

(中略)

智恵光院御庄

(中略)

蓮華心院御庄

(中略)

庁分御庄

(中略)

安元二年二月 日

*本文書は温泉寺の史料上初見である。八条院は鳥羽法皇の皇女
で大莊園領主として有名。

一四、^(一一七九)治承三年政変により但馬

守源信賢解官される

〔玉葉〕 十一月十七日

今日有二解官除目等、載レ左、

治承三年十一月十七日解官、

(中略)

但馬守源信賢、

*信賢は後白河院近臣。「山槐記」同日条にも同内容の記事がある。

一五、平経正、但馬守に補任さる

治承三年(一一七九)

〔玉葉〕 十一月十九日

今夜又有二除目二云々、

除目、

(中略)

但馬守平経正、兼、

(中略)

治承三年十一月十九日

*経正は経盛の男「山槐記」同日条にも同内容の記事がある。

一六、平経盛知行国但馬より兵乱米を徴収す

治承四年(一一八〇)

〔山槐記〕 十二月十日

陰晴不レ定、及レ晩雨雪間降、未剋參二新院一、(中略)

右中弁兼光朝臣奉二新院仰一、召二兵乱米於諸国一、返

事且到来之由申二大理一、能登平宰相朝・但馬修理大夫経

領状、紀伊・佐渡已上兩國中納、力不レ及之由申、

言頼盛知行国

第二節 公武の政争と 莊園の動き

一七、幕府、後藤基清に平盛繼追討を命ず

建久四年(一一九三)

〔吾妻鏡〕 三月十八日

平家与党越中二郎兵衛尉盛繼已下隠_レ居近国_一之由有_二風聞_一、早可_二追討_一之由被_レ仰_二兵衛尉基清_一云々

(参考) 平盛繼、丹波付近に潜伏す

建久三年(一一九二)

〔吾妻鏡〕 二月二十四日

於_二武藏国六連海辺_一、囚人上総五郎兵衛尉忠光梟首、(中略) 推問之間申云、更無_二同類_一、但越中次郎兵

衛尉盛繼、去年之比隠_レ居丹波国_一、彼同存_二会稽之志_一、於_二當時_一者難_レ知_二在所_一、曾不_レ定_二所_一云々、

(参考) 平盛繼、但馬で捕えらる

〔平家物語〕 流布本卷第十二

平家の侍越中次郎兵衛盛嗣は但馬国へ落行て氣比四郎道弘が鞆にな_レてぞゐたりける、道弘、越中次郎兵衛とはしらざりけり、され共錐袋にたまらぬ風情にて、よるになればしうとが馬ひきいだいてはせひきしたり、海の底十四五町、廿町ぐりな_レどしければ、地頭守護あやしみける程に、何としてかもれ聞えたりけん、鎌倉殿御教書を下されけり、「但馬国住人朝倉太郎大夫高清、平家の侍越中次郎衛盛嗣、当国に居住のよしきこしめす、めし進せよ」と仰下さる、氣比四郎は朝倉大夫が鞆なりければ、よびよせて、いかゞしてからめむずると儀するに、「湯屋にてからむべし」

とて、湯にいられて、したたかなるもの五六人おろしあはせてからめむとするに、とりつけばなげたおされ、をきあがればけたおさる、互に身はぬれたり、とりもためず、され共衆力に強力かなはぬ事なれば、二三十人ば(ツ)とよ(ツ)て、太刀のみね長刀の^原ゑにてうちなやしてからめとり、やがて関東へまいらせたりければ、御まへにひ(ツ)すゑさせて、事の子細をめしとはる、「いかに汝は同平家の侍といひながら、故親にてあんなるに、しなざりけるぞ」、「それはあまりに平家のもろくほろびてまし(ツ)候間、もしやとねらひまいらせ候つるなり、太刀のみのよきをも、征矢の尻のかねよきをも、鎌倉殿の御ためとこそこしらへも(ツ)て候つれ共、是程に運命つきはて候ぬるうへは、とかう申にをよび候はず」、「心ざしの程はゆ、しかりけり、頼朝をたのまばたすけてつかはんは、いかに」、「勇士二主に仕へず、盛嗣程の者に御心ゆるしし給ひては、かならず御後悔候べし、たゞ御恩にはとく(ツ)首をめされ候へ」と申ければ、「さらばきれ」とて、由井の

浜にひきいだひて、き(ツ)げり、ほめぬものこそなかりけれ、

〔平家物語〕

長門本卷第二十 悪七兵衛景清事

越中次郎兵衛盛次は都にも安堵し難くて、但馬國に落行きて氣比權守道広か許にかくれ居たり、人是をしらず、始は厩につかはれて馬をそ飼ける、馬をもよく飼けり馬あらひに出つ、馬に乗て馳たりあか、せたり物射まねなんとしけり、後には道広か娘の有ける方へ遣はして、今參の能くつかはる、そ、とのゐなとさせよとて遣はしけり、次第に在つる程に、いか、したりけん、彼娘に近付て、よな(ツ)忍ひて通ひけり、錐囊をとす風情にて隠なかりけり、道広も、越中次郎兵衛盛次にてありと知てけり、盛次忍ひ度々京へ上て、年比知りたりける女の許へそ通ける、或夜、彼女、さても何くにおはするそ、かやうに昔のよしみを忘れ給はで、情をかけ給へは、露おろそかに思奉らすと懇に

申ければ、我は但馬国氣比權守道広と云者の許にあり、あなかしこ、人に披露すなとそ語ける、鎌倉殿より越中次郎兵衛盛次をからめも討もまゐらせたらん者は、勸賞を可被行よし鎌倉殿より披露あり、いつくにか隠居たらん、搦めて蒙勸賞はやとそ申ける、盛次かさはかり披露すなと打とけてかたりたるに、女のうたてさは、わらはこそ次郎兵衛があり所はしりたれと申たりければ、男よろこびて、女によく尋問て、鎌倉殿に此由を申す、頓て氣比權守道広に仰て、からめて参らすへき由、建久五年の比仰られにけり、道広境節大番にて在京したりけり、吾身は下らす、妹賀朝倉大夫高清并家人等に越中次郎兵衛盛次からめてまいらせよ、相かまへてにかすなとそ申たりける、たやすくも討へくもなかりければ、温室にて搦むへしとて、温室におろして、した、かもの七八人用意したり、盛次温室におりけるに、腰刀に帯を巻て、温室の内のなけしにそ置ける、是用心のため也、盛次、温室にをりたり、此七八人のもの、からめんとす、盛次さしりたるとて、

己等には一度もからめらるましきそといひて、温室の内をはしり出たり、にけもかくれもしつるものならば、權守か大事になるへし、又からめられすしてあらは、覺束なくも恐しくも、汝等おはんすれば、にくまし繩にてはしはらるましといひて、帯をもて、心としはられけり、氣比權守、盛次を鎌倉殿へ参らせたりければ、盛次を召出で、いかに汝は平家の侍ながら、平家の一門にてあんなるに、西海の浪の上にて、平家の人々と一所にて討死をもなとせさりけるそと仰られければ、平家の公達、させるし出したる事もなくてほろひ給ぬ、よき主をも取候かとてこそ残り留て候へとそ申ける、抑汝は九郎につかはれけるなと仰られければ、さる事候き、若や伺奉候とて、近付奉候しかとも、判官殿、意得たりけにて、心ゆるしも候はず、夜は御ふしとも人にしられすしておはしまし候しかは、おそろしくて、をのつから走向には見参に入事候しか共、御目をはたと見合候ておはしまし候しかは、少もすきま候はて、組進らせんと思ふ心も候はず、都を落ちさせ給て後は、

御心おかせ給て、在所をも知せ給ねは、さてこそ候しか、其後は腰刀のかねよきも、征矢の尻のかねよく候も、鎌倉殿の御為とこそ、をしみ持て候つれとも、今は運尽て、かく召とられ候ぬるうへは、力及はずとこそ申けれ、鎌倉殿うちなつきて、是等生て召つかは、やと思給けれ共、平家侍の中には、これら一二の者也、虎を養ふ愁ありとて、終に盛次さられにけり、大名小名惜まぬ人もなかりけり

一八、幕府、雅成親王を但馬に配流す

承久三年(一二二二)

〔承久三年四年日次記〕

七月廿四日

六条宮雅成行_コ啓但馬国_一、

*「公卿補任」「百練抄」にも同様の記事がある。

〔吾妻鏡〕

承久三年七月二十四日

六条宮遷_コ坐但馬国_一給、法橋昌明可_レ奉_二守護_一之由、
(北条時房・同泰時)
相州・武州加_二下知_一、

一九、親王は室の朝倉へ下向す

〔承久記〕

慈光寺本

七月廿四日、六条宮ヲハ、但馬ノ室ノ朝倉ニ流シマイラス、此宮ヲハ、取分、宣陽門院ノ御子ニシマイラセラレテ、モテナシカシツキ給ヒシニ、唯女房殿上人三人ニテ出サセ給シモ、アサマシカリシ事トモナリ、

〔皇代歴〕

承久三年七月二十日

三品雅成親王_{号二六}奉_レ移_二但馬国_一、中宮大進長宗供奉云々、

〔皇代歴〕

承久三年七月二十四日

六条宮下_コ向但馬国^一、

(参考)

〔雅成親王御由緒書〕

雅成親王奉守護伝來記

原本井奥ト申ス家之祖者往昔ハ伊和挾ミト称ス、(中略)然ルニ本井伊和挾ミ、天元年中当テ、本井谷ヨリ再転シ、即今当村之西之宮ト号セシ地ヲ開キ、高岡生塩八枘古礎ト号シ、草宇大家ヲ營テ、本井奥ト名ヲ改メ、族属干茲住居セシハ凡十世、年経三百有余年伝フ、是ヲ中昔ト云ヘリ、時ニ当テ、本井奥家ニ二女子有テ、男子ナキヲ悲際、承久三年七月於テ、雅成親王尊、当国幸臨シ賜フヨリ、彼之高岡生塩八枘古礎ト号セシ地ヲ改、高屋村西之宮黒木御所ト称シ、御館ヲ奉建立、御所様ト称シ遷座シ賜ヒ御守護候処(下略)

〔但州癸元記〕

四ノ宮雅成親王、当国へ左遷セラ

レ玉ヒテ、長九郎義泰之ヲ預リ奉リ、城崎郡高屋ノ谷

黒木ノ御所ニ住ミ給フ事

則チ当国ノ守護代、長ノ九郎義泰預リ奉テ、城崎郡高

屋ノ郷ニ黒木ノ御所ヲ建テ、長井治郎田結庄三郎是ヲ

守護ス、則チ右黒木ノ御所高屋村ニ、于今於テ其旧跡残レリ、

二〇、執権北条義時、田結莊に

対する濫妨停止を命ず

承久三年(一二二二)

〔増野春氏所藏文書〕

北条義時書状

田結庄濫妨事、被_レ停止_一御下知状献_コ覽之_一、恐々謹言、

閏十月九日

(北条義時)
陸奥守(花押)

二一、藤原範基、但馬の所領にて死去す

嘉祿二年(一二二六)

〔明月記〕

七月二日

去月_{下旬}、從三位行治部卿藤原範基卿薨、年来飲水之病、

毎度称^レ木崎湯治^一、在^二但馬国所領^一之間終^レ命云々、
其本性飲酒如^二陳後主^一、權勢之時為^二贈□□聲^一嗜^二
飲食^一、離別之後衰損、

*範基の死去は「公卿補任」によれば、六月三十日。

二二、氣比水上莊等、尊守法親王門跡領となる

寛喜三年(一一三二)

〔門葉記〕 後堀河天皇

応下任^二比丘尼觀如讓^一、為^中無品尊守親王家門跡領上

諸国庄園伍箇処事

大和国壱所 曾我庄

但馬国壱所 氣比水上庄

備前国壱所 大安寺庄

備中国式箇処 草壁庄

縣主保

右、得^二觀如今月廿日解狀^一称、件庄園伍箇処者、觀
如相伝之私領也、多年領掌之間、敢無^二他妨^一、而今

病入^二五内^一、命在^二一瞬^一、平生之時、為^レ定^二遺跡事^一、
相^レ副調度文書等^一、永所^レ讓^二進于養君綾少路無品^一
親王家^一也、是則雖^レ有^二所生之長女^一、別所^レ令^レ
進^二御門跡領^一也、所詮、於離懇志、偏奉^レ馮^二其級^一
引^一之故也、然則為^レ停^レ止向後之濫妨^一、宜^レ為^二相
伝之御領^一也、望請天裁、任^二申請之旨^一、為^二法親王
家御領^一、更不^レ可有^二牢籠^一之由、欲^レ被^レ成^レ賜
官符^一者、右少弁藤原朝臣信盛伝宣、權中納言藤原實
基宣、奉^レ勅依^レ請者、

寛喜三年四月廿五日

左大史小槻宿称判奉

二三、藤原知家、結の浦にて和歌を詠む

〔夫木和歌抄〕

うら

正三位知家卿

あじろすぎむすぶのうらのあさひかけ

はるかにいづるあまのうけぶね

*知家の来遊時期不明・暦仁元(一一三二)八年出家によりここに収む。

二四、雅成親王、但馬の配所で死去す

建長七年(一二五五)

〔百鍊抄〕 二月十日

但馬宮雅成親王後鳥羽院皇子、於二配所一國但馬、令二入滅一給、

二五、西園寺実雄、但馬への途次に和歌を詠む

〔新後撰和歌集〕 第八 羈旅歌

やよひの比、たじまのゆあみにまかり侍りける道
にて、よみ侍りける

おもひおく宮この花の面影の

たちもはなれぬ山のはの雲

*この和歌は弘長元(一二六一)年ごろの作と考えられる。

二六、安嘉門院、城崎温泉に入湯す

文永四年(一二六七)

〔増鏡〕 増補本系巻第九 北野の雪

後嵯峨院ら日野御幸・安嘉門院天の橋立御覽

その年、長月の頃、左の大臣近衛殿の日野山庄へ、
一院後嵯峨・新院後鳥羽・大宮院御幸あり、

(中略)

その同じ頃、安嘉門院、丹後の天の橋立御覽じにと
ておはします、それより但馬の城の崎のいで湯めしに
下らせ給ふ、為家の大納言、光成の三位など、御供仕
うまつらる、

〔外記日記〕 八月十六日

近曾、安嘉門院御二幸丹波国天橋立後一云々

二七、守護太田政頼、国内所領

を調査、大田文を作成す

弘安八年(二二八五)

〔但馬国大田文〕

但馬国太田文

太田太郎左衛門尉政頼
弘安八年之註進

(中略)

城崎郡

(中略)

法勝寺領

領家真乘院僧正 預所教王院三位法印

公文太田左太郎

政頼

田所下鶴井三郎

秋正
後家人

下鶴井庄 二十六丁一反百十分

河成 八丁八反貳百三十五分

仏神田 九反

四庄官雜免 三町八反百六拾二分

定田 十二町五反十三分

白川千休阿弥陀堂領 領家左兵衛督局 地頭太田太郎左衛門尉政綱跡

氣比庄 五十町一反貳百九十分内

氣比村

三十四町三反二百五拾分

地頭太田左衛門太郎政頼

上山村

四町三反三百五十分

地頭藤藏人重直

立野村

十一町二反五拾分

地頭太田左衛門次郎政員

本庄村畠

六町四反

地頭太田左衛門三郎政光

(中略)

田結郷

三町四反百六拾分内

地頭平井小太郎入道

温泉寺

九反小

国别当教進

小社

七反小

国神主祝下次官資経

公文給

三反

地頭下野三郎頼泰同舍弟江五郎太郎政経

定田

一町四反二百八十分

(中略)

領家嵯峨大臣家

地頭安芸左近藏人重近女子

田結庄

八十町六反

仏神田

拾町六反

定田

七拾町

(中略)

右註進如レ件、抑随ニ催促一_レ出_二注文一_レ之所者、就_二其

状一_レ註進之、度々雖ニ相触_二不_レ叙用一_レ輩事者、雖

レ須ニ_二注進言上_一、日数延引之条依_レ有_二其恐_一、且

任_二建久・建治之帳_一註進之、於田 破失

地者雖_レ不_レ被_二仰下_一至前田代 破失

所入之彼島地也、又雖帶地頭職 破失

本自令_レ勤_二仕御家人役_一來輩 破失

注分之、謹令註進言上之状如_レ件

弘安八年十二月 日守護人大江 破失

二八、氣比水上莊領家、地頭の争論裁決さる

永仁元年(一二九三)

〔清水寺文書〕

關東下知状案

〔端裏書〕

關東御下知案

氣比水上庄之事

但馬国氣比水上庄雜掌行如与地頭大田左衛門太郎政賴
相論所務条々

一正吉名事

右訴陳之趣、子細雖_レ多、所詮、於_二当庄_一者、云_二

下地_一、云_二所務_一、条々致_二相論_一之処、去弘安五

年二月相互就_レ出_二和与状_一、同年七月九日於_二六波

羅_一成_二下知状_一畢、爰如_二彼状_一者、恒重・為延・

正吉事、令_二公平_一、於_二下地_一者、領家地頭共可

レ致_二沙汰_一之、而恒重・為延兩名者、任_二下知状_一、

無_二其煩_一、限_二正吉名_一、政頼背_二下知状_一、致_二

押妨_一之由、行如申之処、於_二正吉名_一者、亡火政

綱同本名主為員之平名負物代取流畢、而間依_レ讓_二

与大江氏_一、給_二安堵御下文_一畢、有_レ限於_二年貢_一者、

不_レ可_レ有_二懈怠_一之旨、政頼雖_レ陳_レ之、不_レ備_コ進讓狀并御下文_一之間、非_レ○_無不_レ審_一之上、政綱者、弘安四年死去畢、政頼就_レ出_二和与狀_一、給_二下知_一事者、同五年也、於_レ令_二各別_一者、争可_レ書_コ載和与狀_一哉_是、次彼名者、為_二地頭一_田之地_一、令_二知行_一之旨、載_二陳狀_一畢、於_レ然者、何取_二負物代_一之由可_レ申_レ之哉、前後之陳詞令_二參差_一了、無_レ理之所_レ致歟_是、次云_二和与狀_一、云_二下知狀_一、書_コ載正吉名_一之条、又以分明也_是、然則政頼難_レ通_二下知違背科_一、仍於_二当庄政頼知行分_一者、宜_レ被_二召上_一矣、

一 重領名田事

右如_二同和与狀_一之、彼重領名田等、自今以後、補_コ置名別一人之百姓_一、可_レ令_レ究_コ濟御年貢畢_{拜カ}課役_一也、若件百姓等中、尚以有_二不法之輩_一者、隨_レ被_二雜掌注申_一、可_レ令_レ改_コ補其職_一者也矣、而於_二彼名々_一者、地頭一方令_二進退_一之由、行如申之處、隨_二注申_一、在所可_レ被_二其沙汰_一之旨、雖

載_二度之陳狀_一、不_二注申_一之間、不_二存知_一之旨、政頼所_レ陳非_レ無_二子細_一、仍不_レ注_コ進名字_一之間、當時不_レ及_二沙汰_一焉、

一 一色畠事

右当庄一色田地者、一向可_レ為_二領家進止_一旨、政頼就_レ載_二和与狀_一、被_レ成_二下知狀_一之、任_二彼狀_一、政頼代官左近入道好忍、立_レ堺令_二打渡_一畢、至_二件堺田畠_一者、可_レ准_二一色田_一之由、行如申之處、好忍不_レ相_コ触正員_一、為_二代官之身_一、打_コ渡田畠_一之条、難_レ被_二信用_一之上、縱雖_レ打_コ渡田地_一、争可_レ混_コ領畠地_一哉、於_二当庄畠_一者、云_二山畠_一、云_二惣畠_一、領家地頭相共可_レ致_二沙汰_一也、載_二和与狀_一之旨、政頼陳_レ之者、一色田内之畠地者、令_二各別_一否、尋_コ問当国之例_一、可_レ有_二左右_一矣、

一 河海漁事

右行如則至_レ漁者、領家地頭相共可_レ致_二半分沙汰_一之由、被_レ載_二者_{下知_一之旨申_レ之、政頼亦於_二鵜繩魚_一者、可_レ為_レ所_レ載_二和与狀_一之間、可_レ為_二地頭}

進止一由陳レ之者、至二河海漁一者、准二去下知状一、
相共可レ為二半分^(先カ)之沙汰一矣、

一 西光寺畠事

一 沓繼畠事

一 白山社事

一 新羅宮事

右已上四ヶ条、行如則於二当庄一者、仏神講田畠者、
可レ為二領家進止一之由申レ之、政頼忽於二地頭寄進
分一者、可二進止一之上、於二田地一者、不レ載二和与
状一之旨陳レ之、爰如二先下知状一者、惣神主并惣講師
職及神田講田等事、任二先例一、同可レ為二領家進止一、
但於二地頭寄進地一者、可レ為二地頭進止一之者、彼畠
者、領家寄進之地内也、而地頭背二下知状一押妨由、
行如申レ之、爰於二田地一者、雖レ載二和与状一、至
レ畠者除レ之畢、当庄畠者、相共可レ致二沙汰一之由、
下知状分明之旨、政頼雖レ陳レ之、為二領家進止内一^一条、
政頼不^レ論申一之間、難レ混^レ領惣畠一^一坎、仍所レ為二
領家進止一矣、

一 清水寺畠事

右、行如則為二領家進止一之由申レ之、政頼亦有二由緒一、
地頭知行之由雖レ陳レ之、所レ立^レ申証拠一之間、領家
進止之条、無二異儀一^一坎、仍可二領家進止一焉、
以前条々、依二鎌倉殿仰一、下知如レ件、

永仁元年九月十二日

陸奥守平朝臣

在判

相摸守平朝臣

在判

二九、氣比水上莊、龜山院仏事用途を負擔す

嘉元三年(一三〇五)

〔龜山院崩後仏事記〕

龜山上皇仏事用途定文

御仏事并用途事^{見前七番}押紙等守三行^三之仁
為出并親押之、

条々

(中略)

一 御仏事用途事

(中略)

同(女院) 氣比水上三千疋

前右府(付任)

(中略)

是以上、公衡(公衡)依レ仰書レ之、

是以下辰筆也、

右、件庄々、中陰并一廻仏事料所也、此内已經二課

役一、或作事料所之由申仁有レ之、始終令ニ知行一者、

何被レ致(マ)二隨分課役一哉、多年奉公可志、可レ露(カ)一頭

此時一之由、殊可二相触一、若無レ故申ニ子細一之輩、

定有二後悔一欵、此上加ニ商量一、可レ被ニ申沙汰一、

嘉元三年七月廿六日

龜山上皇
御判

三〇、氣比水上莊、大宮院領に含まれる

嘉元四年(一三〇六)

〔竹内文平氏所藏文書〕

昭慶門院御領目錄

御領目錄

一 序分

(中略)

一 大宮院御領

(中略)

土御門院御子
氣比水上五百疋源惠僧正御年貢

(中略)

右、所々可レ有ニ御管領一之由、院宣所レ候也、以ニ此

旨一、可下令レ申コ入昭慶門院一給上、仍執達如レ件、

嘉元四年六月十二日

右衛門
(吉田定房)

謹上 高倉前宰相殿

*大宮院は後嵯峨天皇の皇后、藤原姑子

三一、元弘元年後醍醐天皇の

皇子、但馬に配流さる

〔太平記〕 卷第四 笠置囚人死罪流刑事付藤房卿事

笠置城被_二攻落_一刻、被_二召捕_一給し人々の事、去年は歳末の計会に依て、暫く被_レ閣ぬ、新玉の年立返れば、公家の朝拜武家の沙汰始りて後、東使工藤次郎左衛門尉、二階堂信濃入道行珍二人上洛して、可_レ行_二死罪一人々、可_レ処_二流刑_一国々、関東評定の趣、六波羅にして被_レ定、

(中略)

第四の宮は但馬国へ流奉て、其国の守護大田判官に預らる、

*第四の宮は静尊法親王。ただし史料三二には第六の宮が但馬に配流されたとある。

三二、元弘三年後醍醐の皇子、
但馬より六波羅攻に参戦す

〔太平記〕 卷第八 主上自令_レ修_二金輪法_一給事付千種

殿京合戦事

京都数箇度の合戦に、官軍毎度打負て、八幡山崎の陣も、既に小勢に成りぬと聞へければ、主上天下の安危如何有らんと、宸襟を被_レ惱、船上の皇居に壇を被_レ立、天子自金輪の法を行はせ給ふ、其七箇日に当りける夜、三光天子光を並て、壇上に現じ給ければ、御願忽に成就しぬと、憑敷被_二思召_一ける、

「さらばやがて大将を差上せて、赤松入道に力を合せ、六波羅を可_レ攻」とて、六条少将忠顕朝臣を、頭中将に成し、山陽山陰兩道の兵の大将として、京都へ被_二指向_一、其勢伯耆国を立しまで、僅に千余騎と聞へしが、因幡伯耆出雲美作但馬丹後丹波若狭の勢共馳加はて、程なく廿万七千余騎に成にけり、又第六の若

宮は、元弘の乱の始、武家に被レ囚させ給て、但馬國へ被レ流させ給ひたりしを、其國の守護大田三郎左衛門尉取立奉て、近國の勢を相催し、則丹波の篠村へ参会す、大將頭中将不レ斜悦て、即錦の御旗を立て、此宮を上將軍と仰ぎ奉て、軍勢催促の令旨を被レ成下り、(中略)千種頭中将我勢の多をや被レ憑けん、又独高名にせんとや被レ思けん、潜に日を定て、四月八日の卯尅に、六波羅へぞ被レ寄ける、

(中略)

官軍も武士も諸共に、義に依て命を輕じ、名を惜て死を争ひしかば、御方を助て進むは有れども、敵に遇て退くは無りけり、角てはいつ可レ有ニ勝負一とも見へざりける處に、但馬丹波の勢共の中より、兼て京中に忍て人を入置たりける間、此彼に火を懸たり、時節辻風烈く吹て、猛煙後に立覆ひければ、一陣に支へたる武士共、大宮面を引退て、尚京中に扣へたり、六波羅是を聞て、弱からん方へ向けんとして、用意に残し留たる佐々木判官時信、隅田、高橋、南部、下山、河野、

陶山、富樫、小早河等に、五千余騎を差副て、一条二条の口へ被レ向、此荒手に懸合て、但馬の守護大田三郎左衛門被レ打にけり、

*第六の皇子は恒良親王、ただし史料三二には第四の宮靜尊法親王が但馬に配流されたとある。

第三節 南北朝の動乱と 下剋上の時代

三三、下鶴井莊公文職、清水寺に寄進さる

貞和四年(一三四八)

〔清水寺文書〕

今川頼貞寺領寄進状

奉「寄附」 播磨国清水寺

但馬国下鶴井公文職事

右、為二天長地久・兩殿安隱・現当悉地一、所レ奉レ寄「附
当寺」也、仍寄進之状如レ件、

貞和四年十二月廿三日

前今川頼貞駿河守源朝臣(花押)

三四、下鶴井莊公文分田畠坪付を注進す

〔清水寺文書〕

下鶴井莊公文分田畠坪付注文案

〔下鶴井莊公文職文書案〕

注進但馬国下鶴井御庄公文御分田畠坪付

并色々御年貢等事

合

一 得光本田 八段五十歩雑米田半

一 重光本田 五段百歩雑米田 式段小

已上壹町六段九十歩内

五段 くしたに 式段半 はすまち

小 近年寛 さんねんあれ

小 ふか田 式段 あかさき

小 新開 しんかい

はしつめ 壹段半 清尻 みそしり

半 よこののおき 半 御細つく田

参段 えのむかい 半 よこまくら

壹段半 うししま 壹段 産心 ひへさうゆ かめしり

伊与長社神田

老段

七月七日御まつり料

已上

老町千段大内小あれ反（進、入）神田

「反しをいり」

*本文書は年不明であるが、前出文書と関係すると思われる。

三五、氣比水上莊領家職、清水寺に寄進さる

卓和五年（二三四九）

〔清水寺文書〕

比丘尼法覚領家職寄進状案

奉_二寄附_一 播磨国清水寺

但馬国氣比水上庄領家職事

右件所領者、比丘尼法覚重代相伝地也、然而依_レ有_二

彼寺志_一、手継文書共奉_二寄進_一一処也、仍寄_二進_一之

如_レ件、

貞和五年三月十一日

比丘尼法覚 在御判

三六、吉田兼好、城崎よりの帰途に和歌を詠む

〔兼好法師集〕

花のさかりたしまのゆより かへるみちにてあめ

にあひて

藤花
しほらしよ山わけ衣春雨に

しつくも花もにほふ袂は

*兼好の来遊時期は不明。貞和六年（一三五〇）没によりここに

収む。

三七、氣比莊、（四五〇）康正二年の内

裏造營の段錢を負担す

〔康正二年造内裏段錢并国役引付〕

合

（中略）

（六月十五日）

七貫三百十八文、同日、六十四日定、北野社領但馬国氣比庄

同前、

段錢

（中略）

（加送状アリ、請取出）

惣已上、三千五百五十四貫八十三文、

三八、足利義政、氣比莊等を北野社に返付す

長祿二年(一四五八)

能因の都の霞白川の秋風とよみしに、やう替りけりと
俳諧して過ぐ、

花を東 月かけ西に 二見かな

*宗祇来遊は文正元年(一四六〇)と推定される。

〔北野神社古文書〕

足利義政御判御教書案

北野宮寺領、河内国八箇所(中略)但馬国氣比庄(中略)飛驒国荒木郷等事、如レ元所ニ還付一也、早法眼
禪親并西京神人中領知、不レ可レ有ニ相違一之状如レ件、

長祿二年四月十六日

右近衛大将源朝臣 足利義政 在判

三九、飯尾宗祇、但馬二見浦に来遊す

〔宗祇法師諸国物語〕

文月末、但州二見浦を見にまかりける、

伊勢に同じ名所あり、過こし春は勢州のその浦を見し
に、秋の今は引かえて又、この国のここにたどる、

〔北野社家日記〕

五月六日

天気殊勝

一、今日社家奉行披露番之間、所々事如レ此申上也、
同注進所々如レ此、

当社領諸国所々事、以ニ注文別紙一令ニ言上一候、
或守護押領、或寄ニ事於左右一、有名無実之条、
御祈禱及ニ退転一候、任ニ当知行之旨一各被レ成コ
下御下知一候者、可レ為ニ御祈禱之專一候、若撮撮
申儀候者、任ニ御法一可レ預ニ御成敗一候、此旨
可レ然様可レ有ニ御披露一候、恐々謹言、

五月三日

禪子

松田丹後守殿

北野社領諸国所々事、

(中略)

一、丹後国時武保 同景垣名 一、但馬国氣比庄氷上

領家

(中略)

以上、延徳三年五月日

松梅院
禪子

四一、氣比水上莊等の北野社への返付命ぜらる

延徳三年(一四九二)

〔北野社家日記〕

七月五日

天気殊勝、(中略) 所々御奉書今日如レ此、

(中略)

北野宮寺領但馬国氣比氷上庄領家事、近年押領之間、
嚴密神事退転、太不レ可レ然、所詮不日沙汰付社

家雜掌一、被レ全二所務一、可レ被レ遂ニ神事一、更不

レ可レ有ニ難洪一由被ニ仰出一也、仍執達如レ件、

五月六日

長秀判

為規同

守護代

四二、山名政豊、氣比莊返付す

べき旨を北野社に報ず

明応二年(一四九三)

〔北野社家日記〕

三月七日

天気快晴、

(中略)

一、自ニ山名殿(政豊)御書拝領、但州氣比庄為レ如ニ国御本

意一者、可ニ返付一由在レ之、同村上方書状在レ之、

即以ニ内田(実吉)御返事申入也、

四三、天文^{〔一五五〇〕}十九年左兵衛督飛

鳥井雅教ら、城崎に来遊す

〔温泉寺縁起紙背〕

天文十九年九月下旬、飛鳥井左兵衛頭雅教卿、被レ御

二同一道御屋形様御入湯一之時、於二当寺一有二御鞠・

御歌一、興行可レ有之処、御盃參公私沈酔、及レ暮御

下向無念也、

* 「御屋形様」は鷹司忠冬か。

四四、氣比莊、北野社領に含まる

〔北野社領目録写〕

北野社領諸国所々目録

一 丹波国船井庄

(中略)

一 但馬国氣叱^北郷庄

(下略)

* 本文書は年不明のためここに収める。

第四節 温泉寺所蔵文書

四五、温泉寺寺領關係の文書

明德元年(二三九〇)

(藤原真近寄進状写)

奉_二寄進_一

但馬国城崎郡温泉寺郷温泉寺薬師堂山事

合_二苞_一所 四至 東限大將軍

北限峯

西手谷ノ尾限

南限大道

右之山林、温泉寺之薬師堂_江永代奉_二寄進_一者也、為_二

現世安穩後生善所_一、仍寄進之状如_レ件、

明德_二元庚_一午年

九月八日

藤原真近_{在判}

(温泉寺寺領田地目録)

応永十七年(二四一〇)

但馬国城崎郡温泉寺寺領田地之事

壹段 ホイロ 壹段 カマイ田

壹段 長_通ミソ 壹段 二王_谷□

壹段 ラキノツホ 壹段 田所

壹段 フガ田 壹段 ユアイ

壹段 田所 壹段 ヨコナワテ

壹段 大門ノ前 壹段 橋ノツメ

壹段 坂本 壹段 サト房

壹段 アシキリ 壹段 スミ谷

式段 田所 壹段 カウハ

壹段 タカハタ 壹段 アシキリ谷ノ上

已上式町壹段

応永十七年三月三日

_{天田題}通泰判

此寺領書後代之為証文□讓□(以下欠)

(温泉寺鎮守権現祭祀用途下地書上)

温泉寺鎮守権現御祭礼下地事

田 老町老反

畠 老町老反

是ハ正・五・九月五日御幸分

応永十七年五月七日

(大田西)
通泰判

為二後証一所二定封一也

四六、(参考)佐々木成清、温泉寺

造営料の湯銭徴収を命ず

応永十一年(二四〇四)

(佐々木成清寄進状写)

城崎郡温泉寺造^(寄)榮寄進状事

右当寺者在所無雙之大伽^(寄)監、無縁孤独之靈像也、然間

於二毎年湯治之貴賤一、以三人別十文一宛二之少寄進一、

可レ有二造営興行一御成敗也、仍未代無二退転一、以二

一味同心御免状旨一、所二申定一如レ件、

応永十一年^甲申正月十一日

佐々木成清判

*次号文書も同年月日、同内容を伝えており検討を要す。

四七、(参考)山名氏被官等、温泉寺

に種々の寄進を行ふ

応永十一年

(佐々木成清寄進状写)

但馬国城崎郡末代山温泉寺迦藍造^(寄)榮御寄進事、

湯銭人別拾文宛二寄進造^(寄)榮一御成敗也、

一天泰平、国土豊饒、御願円満之御祈願、所二仰被一

レ下都末代違背^(成)政輩者、本尊之可レ蒙二御罰一者也、

仍而為レ備二末代亀鏡一、奉二寄進一如レ件、

応永十一年^甲申

正月十一日 佐々木成清判

温泉寺別当祐範

*本文には近世の表現もあり検討を要す。

温泉寺別当

(大田垣通泰寄進状写) 応永十七年(二四一〇)

(大田垣通泰寄進状写) 応永十七年

但馬城崎郡田結郷温泉寺寺領田地之事

但馬城崎郡田結郷円満寺領分之事

合八町五段田坪

田坪壹町七段

湯嶋田地之内_三而御寄進申所并山林竹共_二無_二相違_一以

畠 五反

後末代別条不_レ可_レ有候、為_二末代御寄進状龜鏡_一如_レ件、

右御寄進、無_二相違_一仕処、無_二其隠_一、於_二末代_一相違有間敷者也、龜鏡之状如_レ件

応永十七年三月三日 通泰判

応永十七年五月七日 通泰判

温泉寺別当

円満寺別当

(大田垣通泰寄進状写) 応永十七年

(大田垣通泰寄進状写) 応永十七年

但馬城崎郡末代山温泉寺鎮守権現御察礼御供田事

但馬城崎郡田結郷湯嶋氏神四社大明神社領之事

田坪五段

田坪五反

畠 五段

畠 五段

毎年恒例正・五・九月五日之御幸分寄進申所也、後々

毎年恒例正・五・九月九日察礼御供領田也、一天泰平、

代迄無_二相違_一可_レ勤_二察礼_一、龜鏡如_レ件

国土豊饒、氏子繁榮、可_レ致_二清誠_一之旨、寄進之状

応永十七年五月七日 通泰判

龜鏡如_レ件、

応永十七年五月七日

通泰判

温泉寺別当

(山名政豊寄進状写)

文明二年(一四七〇)

但馬城崎郡田結郷末代山温泉寺領分田地之事

合田坪壹町五反

桃嶋ニ而寄進無ニ相違ニ仕候事、無ニ其隱一候、此上者

以後於ニ末代一別条不レ可レ有候、亀鏡如レ件、

文明二年庚寅三月十一日 宗源院山名政豊

温泉寺別当祐返

*以上六通の文書は同時に書写されたものである。いずれも誤写・

近世的な表現と思われる部分も見られ検討を要する。

四八、(参考)大田垣通泰、寺領等を寄進す

応永十七年

(大田垣通泰寄進状写)

(前欠)

畠 五反

毎年恒例正・五・九月五日之御幸分ニ寄進申処也、

後代ニ至迄無ニ相違ニ可レ勤ニ察礼一、亀鏡之状如レ件、

応永拾七年三月三日 通泰判

温泉寺住持寺

(大田垣通泰寄進状写)

応永十七年

一、但馬城崎湯之嶋薬師堂円満寺寺領之事

田坪一町七畝

畠 五反

右御寄進無ニ相違ニ仕処、無ニ其隱一候、於ニ末代一

相違有間布者也、亀鏡之状如レ件、

応永拾七年五月七日 通泰判

円満寺住持寺

(大田垣通泰寄進状写)

応永十七年

一、但馬城崎湯之嶋氏神四社大明神社領之事

田坪五段

畠 五反

毎年恒例正・五・九月九日御察礼御供領田也、一天
太平国土安全氏子繁昌、可レ致二精誠一之旨御寄進
之状如レ件

応永拾七年五月七日

通泰判

温泉寺住持持

*以上三通の文書は四七の文書と共通する内容だが、若干文言が
異なる。また、二六五七明暦三年の文書も同時に書写されたものであり
誤写、近世的表現と思われる部分もあり検討を要する。

四九・温泉寺縁起

温泉寺縁起帳

右当寺者、聖武皇帝御宇天平季中、道賢□□上人創業靈場

也、且本尊者、長谷寺観音同御素木、御長六尺三寸尊
像、稽文仏師作也、

抑祇観音、旧惟倭州泊瀬離長楽寺之本尊也、稽文仏師

刻彫乱マチニ瞳、雖レ在二生身儀一、強欲レ逐二造功一処、

仏師頓中賛氣出来、項項不レ卒二其功一、被レ安二置長楽

寺一、厥末寺近里連日在二疾病難一、占二其故二祇観音

御崇也、皇逸可二配流一云々、持皆天平六稔甲戌春、如来祇閻

者上レ抱二撮彼観音一、奉レ流二泊瀬郭神河浦一、其末

更祇県不二安穩一、卒左二遷摂州難波浦一、治治如二泛

木一被レ曳二潮満乾一、殷馭二蘆嶋中津邦々周一玉、

於二在々処々一皇大悲利生誓願区也、皇回レ尽二翰墨一耳、

然而当郡田結庄下谿浦流帰、皇厥比温泉奇特聞二都鄙一、

療病効験通二諸人一、而問仏師流音温泉現レ皇惡、為二湯

治一令二下向一、中賛立攸平癒、際怪温泉余波遊二覽

処々一、辰造下阮浦江口玉藻中、在二皇泛木靈顯生一、

吾一上レ嘗十一面観音尊像也、從レ其彼浦号二観音浦一、

岩仏師驚嘆曰、敬尊哉、今上レ遭二祇尊像一念二機縁穹

皇夏一、感涙回レ押、藉レ施成二観音安置勝地一、或仁告

曰、否谿児鳥清浄靈地也、祇嶼從二金輪際一生出二華
 天女陬攸矣、遷^{キム}仏師薦^{キム}諸人夫一島中建^{キム}立草堂一、
 上^{キム}安^{キム}置本尊^{キム}已^{キム}為^{キム}二帰洛一時、仏師復卒令^{キム}中贊一、
 時^{キム}稽文上^{キム}恨^{キム}本尊^{キム}一曰、扶観音拔^{キム}苦^{キム}与^{キム}樂悲願不^{キム}
 虚、那吾中風令^{キム}再^{キム}發^{キム}一玉哉、其夜示現言云、爾宿福
 深厚故祇致來、子迺^{キム}三ヶ稔止住、朕由來庶人可^{キム}話
 風子中贊朕所行也、若順^{キム}朕誓約^{キム}一也、可^{キム}授^{キム}二飛鉢
 法^{キム}云々、仏師任^{キム}示現旨^{キム}一逗留項中贊条平愈、飛鉢
 法成就既過^{キム}三ヶ秋^{キム}、本尊上^{キム}巨^{キム}道智上人^{キム}一仏師令
 帰洛^{キム}、厥後上人發^{キム}勇猛大願^{キム}、為^{キム}建^{キム}立^{キム}立堂舍^{キム}、
 先^{キム}祈^{キム}請^{キム}靈室^{キム}一玉、乍^{キム}霄自^{キム}本尊眉間^{キム}一放^{キム}光明^{キム}照^{キム}
 西方岑^{キム}一賜、從^{キム}上人覽^{キム}祇邸^{キム}一、上^{キム}求^{キム}二菩提峯堂一、
 下^{キム}化^{キム}二衆生谿奥^{キム}、而固相^{キム}似^{キム}補陀落山勢^{キム}一因建^{キム}立^{キム}
 堂舍^{キム}一、奉^{キム}遷^{キム}本尊^{キム}一、末蒙^{キム}聖武皇帝勅詔^{キム}一、号^{キム}
 末代山温泉寺^{キム}一也、
 当今原温泉涌出根元、仁王^大四十三代御門元明天皇御宇
 和銅元季^申戊、当郷住人日生下權守云者夢想、束帶神官
 肆輩現來告云、朕等維出石大明神所屬四ヶ眷神也、永

可^{キム}為^{キム}二祇処守護神^{キム}一云々、縁^{キム}彼氏^{キム}目^{キム}上崇敬土十四
 所大明神時也、其末經^{キム}拾箇年^{キム}、元正天皇御宇養老
 元稔^{キム}丁巳^{キム}式仁沙門^入出來号^{キム}道智上人^{キム}一、寔地藏薩埵化
 身久乍^{キム}夜上人參^{キム}詣^{キム}當社宝前^{キム}一、通^{キム}霄啓白玉大明
 神、一謁^{キム}託上人^{キム}一曰、從^{キム}祇社頭^{キム}一膺坤在^{キム}三相^{キム}三本^{キム}一、
 惟生身釈迦三尊也、爾欲^{キム}修^{キム}二菩提行於彼樹下^{キム}、令
 莊^{キム}道場^{キム}一式千日項、燒^{キム}曼荼羅香印^{キム}一可^{キム}諷^{キム}誦^{キム}
 妙芬隨利大經^{キム}一者、然而臻^{キム}結願^{キム}一肘^{キム}目^{キム}彼香灰^{キム}一可^{キム}
 埋^{キム}二八ヶ処^{キム}一、是表^{キム}二八曼荼羅海會^{キム}一也、^{コト}粵^{キム}上人從^{キム}
 養老二年^{キム}一迄^{キム}同四秋^{キム}一焚^{キム}二八曼荼羅香^{キム}一三密行法無^{キム}
 退^{キム}轉^{キム}一、結願已募、任^{キム}大明神告^{キム}一、為^{キム}埋^{キム}二彼香灰^{キム}相
 下^{キム}塞五尺鑿^{キム}一、時温泉湧出、皆^{キム}上人誓言、弗^{キム}祇予行惡^{キム}一、
 单^{キム}當社神力也、提^{キム}祇温泉德由^{キム}一欲^{キム}治^{キム}衆生諸病^{キム}一矣、
 狀^{キム}真言內証功德目^{キム}八曼荼羅湯、祇是効驗無^{キム}双湯藥、
 除病延命麗水也、伊^{キム}併^{キム}大慈大悲善巧普門示現通力也、
 大底觀音御流浪歷數三季、參諸際卅三ヶ所分身、上
 從^{キム}二仏身^{キム}一下造人非人等、身^{キム}會^{キム}隨^{キム}類變化得度者也、
 治^{キム}ネク^{キム}為^{キム}濟^{キム}一度有縁無縁衆生^{キム}一、少^{キム}ラク周匝^{キム}二豊阿字^{キム}一、

原水穗六合今財卜祇峯、運レ步入コ采貴賤利益一、悠カ
二期ニ龍葩三会曉、自レ余已降余裕載旧利生居革、水
府陸地有情非情孰不レ蒙ニ利益一、叙レ意靡レ疆、弗ニ
遑羅縷一

仍祇精舍衆妙吉祥処也、縁起意趣如レ件、

大永八季^{戊子}三月十日写畢、

但州温泉寺別当坊惠範律師 卅六才

湯ハ養老二年^{庚申}子^{戊子}マテ八百十四年ナリ、

当寺ハ天平十年^{戊子}子^{戊子}マテ七百九十五季也、

同元和九年^{湯ハ、亥}マテ九百四年ナリ、

同当寺者八百八十五年也、

本尊御戸開者慶長五年^{庚子}九月十八日院主祐伝法印時也、^{五十七才脱カ}

同次年^{辛丑}九月十八日ニ平帳也、同年小屋五月吉日成

就也、

本尊元二年^{和丙}十月六日^辰開帳、鐘供養共ニ、

同三^{丁巳}二月時正廿四日平帳也、其時院主祐光法印^{四十一}為ニ

後代一誌レ之、

「但馬国湯嶋温泉寺縁起修補、清水寺智文院鎮盛、
万治三季八月朔」

五〇、曼陀羅記

慶長二年丁酉夏五月但州丹州筑州豊州ノ諸英傑ヲ誘テ
天下第一ノ曼陀羅湯ニ浴ス、主人日生下清彦ナル者、
家ニ伝フル所ノ旧記ヲ出シテ作者及説方ヲ予ニ問フ、
予時ニ諸子ノ為ニ閑ヲ偷ミテ経ヲ繙ク、コノユヘニ電
囑スルニ遑アラス、主人屢講義ヲ請フ、辞スヘカラス、
巻ヲ開キ解ヲ發キ筆ヲ運^めラシ小冊子トシテコレカ責ヲ
塞クト云フ、先ツ初二作者ヲ弁シ後ニ文意ヲ明ニセン、
初二作者トハ凡ソ我日本ノ古風トシテ作者ノ名ヲ載サ
ル書多シ、コノ記モ古人ノ風ニ倣テ其名ヲシルサ、ル
カ又果シテ古人ノ作スル処乎、然レ共文ノ起尽ヲミレ
ハ日生下氏ノ先祖ノ筆ニテ上古已来ノコトヲ詳ニシテ
孫謀ニ貽セル者ナレバ、素ヨリ他人ノシルヘキコトニ
非ラス、只仰信シテ足ルコトナリ、シカレハ作者ノ名

ナキニテイヨイヨ崇フヘキコトナリ、サテ文意ヲ明ニ
セハ卷端ニ

『日生下者新羅天日槍太子之後也』

トハ日生下トハ太子ノコトヨリ照ラシミレハ日ヨリ生
レ下ルト云コ、口乎、日本書記ニ云ク垂仁天皇三年春
三月新羅ノ王子天ノ日槍來帰焉、乃至但馬出嶋ノ人大
耳ノ女麻多烏ヲ娶テ但馬諸助ヲ生ム、諸助日槍杵ヲ生
ム、日槍杵清彦ヲ生ム、清彦田道間守ヲ生ムトアリ、
垂仁天皇ハ人皇十一代ノ君ニシテ在位九十九年也、天
日槍ヨリ五代カ間ハ皆垂仁ノ御宇也トシルヘシ、異称
日本伝ニハ天日槍ハ蓋シ日ノ精カ其名ヲ以テコレヲ知
ルヘシ、死シテ但馬出石ノ大社トナリ千古ニ廟食ス、
誠ニ凡人ニ非ストイヘリ、今考ルニ第三世ヲ日槍杵ト
イヒ四世ヲ清彦トイフ、故事記ニハ清日子トアリ、シ
カレハ日生下トハ日ノ精ノ人間ニ生レ下ルト云コ、ロ
ニテ、田道間守ノ末ニナリテ古ヲ復スルコ、ロニテ、
直チニ天ノ日槍トスレハ恐レ多キユヘ、義ヲ以テ日生
下トカヘテ、シカモ姓トシタルナラン、

『初大子越ニ瀚海一入ニ此大溪』

トハ瀚海トハ北海ノコトナリ、大溪トハヲ、タニトヨ
ム、昔ハ湯嶋ヲカク云トソ、縁起ニハ磐出石明神コノ
国ニ渡リ玉ヒシトキ震旦ヨリ（震旦トハモロコシノ名
也今ハ三韓ノ新羅国也）日生下氏冊ツキ来リテコノ所
ニアリト、評シテ云ク中華広シトイヘ共古往今来日生
下氏トイフ者ヲキカス、又冊ツキマヒリテト云モイト
オカシ素ヨリ日槍太子トモイハル、人争テ近侍ノナカ
ルヘキ、シカルニ近侍ノコトニアラス直ニ太子ノ来リ
タマフヲ云フ日生下トハ徳ヲ歎シタル詞トモミユ、此
地ハ靺鞨韓國ト一葦相接スルノ処ニテ今ニ於テモ韓人
ノ漂著スルコトアリ、シカレハ初メテ太子大洋ヲコヘ
テ此嶋ニ著キタマフユヘ日生下ルト時ノ人ノホメタ
ルモハカリカタシ、又日本記ニヨレハ太子初メハ艇ニ
乗シテ播磨ニ泊リ宍粟ニ在リ、ソレヨリ天皇ニ啓シテ
菟道川ヨリ浜リテ北シ近江国ニ入テ住シ、ソレヨリ若
狭国ヲ経テ西但馬国ニ到リテ住処ヲ定ムトアレハ、瀚
海トハ若狭ヨリ但馬ヘワタル海路ヲイフカ、何ニモセ

ヨ初メコノ大溪ニ入タマフコト明也

『出而為ニ我藩君』

トハ藩屏トハマカキトヘイト也、諸侯ノコトヲ云フ、湯嶋ヲ初託足処トシテ後ニ但馬一國ヲ領シタマヘリ、

『娶ニ大耳氏女ニ生ニ諸助、諸助生ニ日檜杵、日檜杵

生ニ清彦、清彦生ニ田道間守、田道間守出ニ三宅氏橘氏糸井氏』

トス、三宅トハ上古屯倉ヲ置レシ処也、凶年饑歲ノ用意トシテ朝廷ヨリ穀倉ヲオキタマヒシ処ニ田道間守居住シテ子孫ニ至リテ三宅氏ヲ呼フ、橘氏トハ橘守ナリ、田道間守ノ常世ノ國ニ往テ橘ヲ求メシヨリ子孫コノ氏アリ、糸井トハ子孫糸井郷ニ住シテコノ氏ヲトナフ、コレミナ子孫ニナリテ氏ヲ改ムル者也、

『獨我家尚在ニ大溪ニ續ニ先君緒』以ニ日生下ニ為レ姓』

トハ、太子ノ末ヘイロイロニ裂レシ中ニヒトリ我家ハカリ先君ニテアリシ日檜ノイサオシヲウケツキタル正統ナレハ、別ニカマヘタル如ク日ヨリ生レ下ルトハ名ノリ来レリ、コレ其本姓也

『然舒明元年人皇三十五代溪谷初出ニ温泉ニ濁且熱』

トハ次上ハ家ノ系図コレヨリハ温泉ノ由来也、シカル処人皇三十五代ノ時ヨリコノ谷ニ初テ温泉イテタレ共濁リシ上ニ熱カリシト云コ、ロ、

『和銅元年明神忽降日我是天日檜』

トハ人皇四十三代元明天皇ノ時也、出石明神天ノ日檜アラハレテノタマワクト云コ、ロナリ、世伝ニハ出石明神四箇ノ眷属ノ神トアリシユヘ四所明神ト崇メ奉ルト此記ノ趣キニテハ眷属ヲ待タマハテ太子ノ神ミツカラ影現シタマフトミュ、日生下ハ神ノ子孫ナレハサモアルヘシ、出石明神ハ八社アルユヘ其中ノ四社ノ神、太子ノ神ニツキソヒ来リタマフカシカルニ眷属ノミヲ崇メテ太子ヲシラサルハ本ヲ忘レタルカ、サリナカラ巍巖明神ナレハ紹介ヲ置キタマフモ知ルヘカラス、又八社ノ神イツレモ出石明神ナレハ四所明神則チ天ノ日檜太子ナラスヤ、但シ昔ハ出石明神トノミイイシヲ後ノ世ニ至テ度々再建モアリシトミュレハ、ツイニ四所ノ宝殿ヲ建テ、四所明神トイヒナラハシタルカ此記ノ

ウエニテハ太子ノ神ナルコト昭晰タリ、

『自レ今而後垂_レ迹干此_一護_二爾子孫_一及_二億兆人_一』

トハイマヨリノチハコノ地ニ迹ヲタレテソナタノ子孫
并百千万億兆ノ人人ヲ守ラントナリ、此一文ヲ考ルニ

此記ハマコトニ古ヘヨリ伝ハリタル正シキ録トミヘタ
リ、靈告ニタカハス子孫モ繁昌シ日本國中ノ人人昔シ
ヨリ往来絡繹タルアリサマ感スルニ余リアリ、

『日生下乃与衆戮_レ力建_二之宗廟_一』

トハ日生下氏ハ乃里人ノ群衆ト力ヲアワセテ宮柱ヲ
シキタテタリマコトニ瑤嶋ノ鎮守トミヘタリ

『養老元年丁巳』

神降り玉ヒテヨリ十年タチテ人皇四十四代元正天皇ト
ナル、

『有_二神僧_一至_二自称_二道知_一』

トハ神僧トハ威神不思議ノ僧トイフコトナリ、マコト
ニ直也人ニ非ルユヘニシカイヘリ、コノヒシリイタリ
タマヒテ予ハ道知ト云者也ト名ノリタマフ、近世天文
十九年九月下旬鷹司公飛鳥井卿コノ地ノ靈泉ニ浴シ玉

フ、御隨身徳丸藏人ナルモノ末代山寺ニ登リテ、

葛^{カシ}淫^{コク}谷^モ忽^フ木^モ遏^フ督^ワ瓦^ク淫^シ玉^ヨ栗^リ

闍^ク黒^ヤ葉^ラ刺^ラ迹^デ覓^ミ蟄^チ淫^シ律^ル葉^ヤ蛮^マ奴^ノ

捺^ナ谷^コ蘇^ソ闍^ク葛^カ克^ケ列^レ

ト詠セリ、サスレハ道知トコソカクヘキニ、世人アヤ
マリテ知ヲ智ニ作ルコトシカルヘカラストオホユ、此
時御所湯ト名ツク、

『神誥之曰乾三杉者三尊焉』

トハコレヨリ坤位ニ当テ三ツノ杉アリ、三尊コレニ影
現シタマフ、評曰欽明天皇十三年ニ弥陀三尊ノ画像初
メテ百済国ヨリ渡リタマフ、今コノ三尊モ弥陀觀音勢
至ナランカ、殊ニ觀音ノ靈驗今ニアラタナレハサモア
リナンカ、世伝ニハ釈迦三尊ト云コレハ敏達天皇八年
ニ渡リ玉フトナリ、今釈迦三尊トアレハ釈迦舍利弗目
連ナルヘキヲ真言宗ノナニ行レテ釈迦葉師觀音ト改メ
タルモ計ラレス、問曰樹木モ多キニ殊ニ杉ニカキルハ
如何、答曰我日域ノ叢祠ハ神木多クハ杉也、深山幽谷
ニ生シテ清淨ナルカ為カ蒼蔚^{わい}タルニ依テカ出石郷ニ諸

杉神社アリ、乃チ太子ノ子諸助ナリ、故事記ニハ母呂須玖トシ延喜式ニハ諸杉トス、コレヨリミレハ神ノヨシミアル木ナルユヘカ神意ハカリカタシ、

『願宿ニ樹下ニ三年上求^{上ニ}向ヒテハ^{下ニ}化ハ衆生ヲ化シ宜^レ知^ニ是時^一知^道遵^ニ奉神謨^一者一千日』

トハ三年カ間タ、コノ三本杉ノ下ニテ菩提ヲ求メ、衆生ノ為メヲモ考ヘラレヨ、コレホトヨキ時節ハナキノト、ソコテ上人神ノ告ケヲマモルコト一千日、満スルオリカラ、

『大地六種震動天雨曼陀羅華』

トハ六種震動トハ六トフリノ地震ナリ、或ハ動キ或ハユリ起スカ如ク或ハ湧キアカリ或ハ獅子ナトノ吼ルカ如クオンヨントヒヒキワタリイカナルモノモ初メテ夢ノサメタルコ、チニテ肝胆ニ覺ユルホトノ大地震ナリ、コレハ菩薩ノ修行ノ功ツモリナリナントスルトキコノ不思議アラハレタリ、コノ時天ヨリハ摩訶曼陀羅花ノ微妙不思議ナル花ヲフラシテ道知上人ニ供養シ、サトリノ奇瑞ヲアラハセリ、コノコトハ法華經ニモ大無量

壽經ニモ其ノ外經論章疏ニアマタ出タルナリ、近クハ阿弥陀經ニハ昼夜六時而雨曼陀羅華トアリ、マコトニ上人ノ行法諸天魔梵龍神八部等モ感應シ諸仏菩薩モ証誠シタマフトオホヘテイヨクトフトシ、

『靈湯鬻沸漱瓊瑤』

トハ次上ハ上求下化ノ成シタルアリサマコノ処モ下化衆生ノ一分ナリ、上ノ如ク海山震動シテ天ヨリハ花ヲフラシ地ヨリハ泉ヲ出ス、温泉ニハカニワキアカリテ玉ヲソ、クカ如ク清ラカニナリアツカラズ、鬻沸トハ水ノワキイテ、オトアルコトナリ、東坡居士カ詩ニモ鬻沸湯泉注トアリ、漱瓊瑤トハ左大冲カ招隱ノ詩ニ石泉漱瓊瑤トアリ、石アル泉ノ玉ヲソ、クカコトク清ラカニ流れ出ルアリサマ也、評シテ云上來ヨリノ行文雅馴ニシテ一二瑕類ナシ、予カコ、ロヨリミレハ恐ラクハ百濟國王勝義ナルモノ人皇五十二代嵯峨天皇ノ弘仁十三年ニ遷ツテ但馬中トナルコトアリ、百濟ハ日本ヨリハ先タツテ文化開ケタリ、其時但馬一州モ定メテ上タル人ノ徳ニ風靡シテ文雅モ行ハレナン、此記ハ其時

代ニトモ書キシニヤ、其上真言宗ノ弘法大師ハ文章風雅世ニ冠タルウヘハ、上方ノ温泉寺ノ徒弟ナトモ定メテ文辞スクレン、若シヤ寺門ノ徒ニタノミテカキタリヤ、又ハ日生下氏ナルモノ、自ラ記ルセシニヤト疑ハシ、

『神応仏感果符驗』

トハ明神ノ感応トイヒ三尊ノ感応トイヒ果符ノ合フタルヤフニソノシルシアリ、評ニ曰ク世ノ伝ヘニハ法華ノ曼陀羅ヲ軋シテ湯ヲ祈リ出ストアリ、法華經ハ敏達天皇六年ニ初テ扶桑ニ渡リ仏工モ從ヒ来レリトナン、然レトモ天台宗ハ人王五十代桓武天皇ノ延曆二十四年ニ弘マレリ、曼陀羅トハ曼荼羅ノコト、ミユ、旧訳ニハ壇ト翻ス、新訳ニハ輪田具足ト云具サニ八十種ノ翻名アレトモ繁ヲ恐レテ載セス、人皇四十七代廢帝ノ宝字七年養老元年ヨリ当麻ノ曼荼羅イテキテ初メテ世ノ人曼荼羅ト云名ヲ聞ク、金胎両部ノ曼荼羅真言ノ手印ハ人皇五十代桓武帝ノ大同元年ニ初メテ弘マルナリ、道知上人ノ時ハ台密モアルヘキヤフナク秘密モアルヘ

キヤフナシ、況ンヤ曼荼羅加持ヲヤ、コトニ曼荼羅トコソ古来ヨリ書キ来レリシカレハ上人ノ道德感シテ天ヨリハ曼陀羅華ヲフラシ地ヨリハ鬻沸湯ヲアラハスト此ノ記ニ書シタルニテイヨク明カナリ、按スルニ温泉寺ヲ真言宗ヨリ中興シテヨリ曼陀羅加持オコタラサルユヘニカクイヒナセリトミユ、コトサラ末ノ世ニ法華ノ日新来リテ新湯ヲ加持セシコトアリ、彼レ此レトリアハセテ誤リヲ伝ヘタレトモ既ニコノ記ホトノ明カナルコトハナシ、予モ亦コレヲ讀ミテ初メテ夢ノサメタルコ、チシテ感嘆スルコトアリ、

『稽文者為二大和仏工』大和ノ仏師稽文ト云フモノ有リ

『嘗得二一靈木一雕二觀音像一長六尺三寸者』

ヨキ木ヲ以テ初瀬寺ノ像ニ似タルヲキサム

ヤハリ初瀬ノ像ト同シ木ナリ

『拊諸長谷』サト長谷ノ像ト一処ニオキウヤマウ『谷中皆疫』ハセノアタリ疫病ハヤル『文

亦疾矣』文ニハカニ病氣ナリ『恐懼之餘投二之於鑑江一』時為二天平六年春二月一也トハ人皇四十五代聖武帝ノ天平年

中ニ初瀬アタリノ人々コレノ觀音ノタタリナリトイヒ

テ木像ヲ神川トイフニナケステタリ、

『文既抱レ痾遊ニ我湯谷』湯ノ後稽文ヤハリ病氣ユヘコノ湯島ニ来ルアル日下谷浦ニテ

『忽得ニ一查于江藻中』トハオモカケナク観音ノ像ノ波間ニウキシツムアリ『熟視』

トハチカツキヨ『嚮已所レ離者』トハマヘニテマヘカ『驚嘆匪レ嘗』アマリニ不思議ナトウ『結ニ廬児島一以奉レ之』コシマト云フニ庵ヲ立テ、之ヲ安置シタテマツル

『居已何將レ帰疾復発』
トハイカホトモト、マラスシテ大和ニカヘリナンシト
トハスルニ病氣再発ス世ニ中風トイフサモアルヘシ

『中庭観音入レ夢日』アル夜ノ中ニ観音ノ夢ノツゲアリ

『文也汝諦聴』稽文ヨソチハトクト聴キワケヨ

『我初依ニ日生ニ垂迹業已』三々年トハ我コトマヘド日生下氏ニ便テ明神トアラハレタルコトハヤ三々カ九年ニナルソ、按スルニ和銅元年ヨリ靈龜二年迄九年ニナル、

『復次使ニ道知ニ修レ道三年』トハ上人ニツゲテ菩薩ノ行ヲ修セシムルコトモ三年ナリ、コレハ靈龜二年ノ次改元シテ養老ト云フ、養老三年迄一千日也

『方今随レ流入レ溪亦維三年』トハ唯今流レニツイテ

此迄来リシコト三年カ間ナリ、按スルニ養老三年ヨリ

天平六年迄ハ十八年ノ後ナリ、長谷寺供養ハ神龜三年

ニアタル、神龜三年ヨリ天平六年迄ハ亦復三々九年也、

コレモマタ奇トイフヘシ、又天平六年ニ神川ニ投ケステラレ玉ヒテ同八年目ニ湯嶋ニツキ玉フトミュ、

『汝今亦蓋三三年除ニ塵垢』トハソナタコトモナニユヘニコレヨリ三年ト、マリテコ、ロノチリ身ノアカヲ温泉ニテキヨメサルヤ、

『是其数也不レ可レ失矣』トハコレハ定マルニ宿縁アルコトナレハコノ時節ヲトリウシナフヘカラスト告ゲ

玉フ、評曰ク三ノ数ヲ主トシタマフハ三尊ノ化益ナルユヘカ、又観音ハ三十三身ヲ現シテ衆生ヲ濟度シ玉フユヘカ、凡慮トシテハカルヘキニ非ズ、

『文悟従レ之』トハ稽文モ『疾亦復レ常』凡人ニハ非サルヘシ、告ノ趣ヲ能クアキラカニサトルコトタ、ナラス、『従レ之』トハオ、セノトフリニ三年ト、マリテ菩提心ヲミカキ煩惱ヲハラヒシナリ、

『因託ニ事於知ニ而去』トハカノ天平七年ヨリ九年マ

テ足ヲト、メラレシナリ、後トハ同十年ナリ、三年ヲ
ヘタル後ナレハ始終ノ驍蹊ヲ上人ニ申シテ木像ヲモ
ト、メテ身心ノ病ヲ御庇ニテ除カリメテタク大和ヘカ
ヘリシナン、

『応レ時毫光照ニ西山一山谷皆金色也』トハコノ時ニ
応シテ觀音ノ白毫相ヨリ金色ノ光明ヲハナツ、山毛谷
モ一色トナル、

『知為レ之建ニ伽藍一遂失ニ知所在ニ』トハ上人ソノ金
光ノイタル処ニ大伽藍ヲ建立シタマフ、ソレヨリ上人
ノユキカタシレズ、コレオソラクハ大悲觀音ノ化身ナ
ラン、

『時為二十一年正月廿四一也故上人以ニ此日一為ニ禮祀
ニ云』トハ建立ハ十年ヨリ十一年ノ春マテカ、リ玉フ
トミユ、サテ上人ノミヘタマハヌ日ヲ処ノ人々命日ト
シテ法事ノキヨキマツリヲ今ニ至ルマテ修スルトナリ、
『翌年七月聖武勅為ニ末代山温泉寺一』トハ日本記ニ
天平十二年七月甲戌天下諸國ヲシテ國コトニ法華經十
部并七重ノ塔ヲ建シムトアリ、聖武帝ハ人皇四十五代

ノ仏法弘通ノ天子ナリ、天子觀感アサカラス、山号寺
号ヲ賜フトミヘタリ、宗旨ハ法相宗ニテアルヘシ、

『後七十五年而空海開ニ高野一』

トハ聖武ノ天平ヨリ五十二代嵯峨天皇ノ弘仁七年ニア
タリテ高野山ヒラケタリ、

『於レ是改ニ轍真言一』トハコノトキ真言ニ改宗シ
タリ、

『今之曼陀羅者猶如ニ古之曼陀羅一也』トハステニ改
宗シタレハサイハイ天ヨリ曼陀羅花ノフリタル処ニ、
ヤカテ四曼陀羅ヲカケテ加持アリシヨリ日々ニ上人ノ
徳モアラタナリ、今ニ至ル迄加持オコタラスト也、

『日生下者乃曼陀羅氏也』トハ日生下トイフハ
今曼陀羅屋ナリ

『而世称ニ曼陀羅墟一』トハ世人曼陀羅屋
敷トモイフ

『号ニ曼陀羅湯一是也』トハマンダラ湯トヨ
ハマンダラ湯トヨ

『湯池上有ニ古杉三株一屋宅中有ニ卓錫泉一』トハ湯壺
ノワキニ古杉ノカフ三ツアリ、家ノスミニ卓錫泉アリ
トハ上人初メテコ、ニ至リ錫杖ヲツキタテ玉ヘハフシ
キハ甘泉沸々トシテワキ出ルコト数尺、土人コノ水ヲ

吞ミタリト、中華ノ高僧ニモ菩提留支三藏ヤ景泰禪師
ヤ宝誌公ミナコノコトアリ、コレ道德ノシルシナリ、
世ニ加持水トアレ共ソレハ真言宗ニナリタル後ノコト
ト見ユ、

『又宮觀安ニ藥師道知及天日槍ニ』

此ニ句別本ニハ、『宮觀安日槍曼陀羅道知及藥師』トアリ

トハ道知ノ像ハカノ三杉樹ヲ以テ刻ムト伝ヘタリ、藥
師ハ真言ニナリテノ本尊カ曼荼羅アリ、上人ノ所持ト
イヘリ、ツラ／＼ミレハ阿弥陀經ノ曼荼羅ニ似タリ、
イカニモ古物トミユ、又曼陀羅華ハ天ノ妙華ナレハ久
シク人間ニアルモノニアラス、コノ花ノ迹ハ今ノ靈湯
コレナリ、

『有ニ靈狐ニ而護レ之云』トハ古ヨリ赤狐ト白狐トス
ミテ守護スル也、

『歲時神輿先入ニ日生下氏ニ末代山主親臨ニ曼陀羅湯ニ
為レ呪而乃自ニ後門ニ入為レ獻ニ酬札ニ而後婆ニ娑干市
ニ』トハ毎年九月九日ミコシヲ一番ニ日生下氏ニヤス
マセ別當職ハマノアタリ湯ニノソミテ祝詞ヲサ、ケ、

ソレヨリ裏門ヨリ室ニ入りテ主人ト杯ヲナス、ソレヨ
リ街中ニ昇キメクルコト古ヨリノ格式ニシテ今ニ改メ
ス、コレニハ深キワケモアルヨシ家ニ伝フルコトナレ
ハ此ニ略ス、

『曼陀羅之時義其大矣哉』トハナニ、モセヨ曼陀羅ノ
湯出シトキト今ノ時ト世々ヲヘテモ、アヒカハラス盛
ナルコトハ上件ノ如ク深キワケアルコトマコトニ大ナ
ルコト也、

『繇レ此睹レ之世々子孫繼ニ承我家ニ者』トハカ、ルワ
ケアルコトヨリシテオモヒメクラセハ、スヘスヘノ子
孫タルモノ我家ヲウケツクモノトモ、

『慎勿使牛馬踰橋慎勿使孕婦就寢慎勿喫四足ニ足』

トハ慎勿トハタシナメヨト云コトナリ、カリニモ牛馬
ニ橋ヲコヘシムルコトナカレ、コノ一言今ニ至ル迄諸侯カ
タマテモ橋下ニ馬ヨリ下リ
給フコノ家ニテ出産スルコトナカレ、四足ニ足食フコ
トナカレ、

『三者若犯ニ其一ニ則仏不レ慈神不レ護湯必濁家必亡』
トハコノ三ヶ条ノ誓約ヲヨクヨクマモルヘシ、万一口

ノ中ノ一ヶ条ニテモ、ヤフリナハ慈悲ヲ以テ衆生ヲ利
益シタマフ三尊ノ御ジヒニモモレ、四所神ノ加護ニモ
ハツレ、湯モニゴリテ清キコトナク、家モカナラス破
滅ニ至リナンアヒダ、カタク相守レトナリ、按スルニ
コノ記ヲカキタル主人深ク三宝ヲ崇敬シテ神ノ護持ニ
モアヒメダタキ仏法者トミユル間カクヘツニ古ヨリノ
伝ヘラシルシテ子孫永々ニツ、シミ玉フヘキナリ、記
シタキコトアレトモ略シ侍ル、

慶長五年庚子春二月

日生下与七郎清彦

写之

万治庚子三年秋八月写
於 霞谷草堂

釈 日政

谷霞

政元

* 『』は朱筆によつて括弧が記されていることを示す。

五一、本堂十一面観音懸仏銘

至徳四年(一三八七)

(裏面墨書)

敬白

奉懸十一面観音御正体

善福

右志者為信心大施

□□□□^(主現世)

安□^(臣)

後生善所乃至法界平等

利益也

至徳四年丁卯六月五日

行信

願主

正弥

□□^(臣)

五一、本堂木部銘

応永十七年(一四一〇)

大日如来
(背面通板壁墨書)

応永十七年十一月五日式部殿へや

千代松 □□

第五節 秦忠雄家所藏文書

五三、山名氏歴代、円通寺領

諸役免除、安堵等を命ず

(山名時瀨書下写) 応永九年(一四〇二)

円通寺之領但馬国竹野郷内寄進分并百嶋、因幡国津

井郷同所国衙分等事

津井郷内米百石正税半分并百嶋事、可レ為二開山塔頭

宗源院分一事、

同郷内正税半分并公事銭事、可レ為二本寺造営要脚一事、

同郷内土貢銭米并竹野郷内寄進分事、可レ為二常住僧

食并細々公用一事、

寺家重書開山塔可レ有安置一事、

津井庄主可レ為二一人一事、

右条々守二定置之旨、云二本寺云二塔頭一共二可

レ被レ致二其沙汰一之状如レ件、

応永九年六月廿四日

沙弥(山名時瀨)(花押)

(山名持豊書下写) 嘉吉元年(一四四二)

但馬国桃嶋并因幡国津井郷土貢内米百石、同国衙半分

事、任二応永八年八月廿四日亡父寄附之旨一、令二領

掌一者也、仍全二寺務一可レ被レ專二造営一之状如レ件、

嘉吉元年十一月十六日 右衛門(山名持豊)佐御判

宗源院塔主禪師

(山名政豊書下写) 文明十七年(一四八五)

但馬国桃嶋并因幡国津井郷年貢内米百石・同国衙半分

事、任二代々寄附之旨一令二領掌一者也、仍全二寺務一

可レ被レ專二修造一之状如レ件、

文明十七年閏三月二日

右衛門督(山名政豊)(御判)

宗源院塔主禪師

(山名豊遠禁制写)

文明四年(一四七二)

禁制 桃嶋

右此嶋者依レルレ在ニ海中一往返之舟人等、動伐レ木刈レ草云々、太以無レ謂、自今已後堅可レ有ニ其成敗一、若違犯之輩者、速可レ処ニ罪科一者也、仍下知如レ斯、

文明四年五月日 左衛門尉豊遠(山名)

(山名政豊書状写)

宗源院領桃嶋事、反錢已下諸公事等、任ニ先規一免置之者、雖レ為ニ自然諸役一、可レ被ニ相除一候、尚任レ為ニ不入之地一、自余之在所ニ不レ混之条、堅可レ被レ申レ之候、恐々謹言、

八月四日 政豊(山名) (花押)

垣屋肥後守殿

(山名誠豊書状写)

宗源院領桃嶋之事、聊不レ可レ有ニ相違一候、勤行以下

於ニ退転一者、不レ可レ有ニ其曲一事也、恐々謹言、

十月廿一日 誠豊(山名) (花押)

宗源院

(山名祐豊書状写)

享祿五年(一五三三)

宗源院領桃嶋事、段錢臨時諸公事等任ニ先規之旨一免除之由、代々御判明鏡之上者、不レ混ニ自余在所一、不入之段、聊不レ可レ有ニ相違一候也、恐々謹言、

享祿五

三月十五日 祐豊(山名) (花押)

宗源院住持

(山名祐豊書状写)

天文十九年(一五五〇)

宗源院領桃嶋舟細等、大塚押取之由如何候哉、代々諸公事免除之処如レ此之動曲事候、堅可レ被ニ申付一之条肝要候、於ニ乃木对馬守・宮津源右衛門尉一可レ申候、恐々謹言、

天文十九年

閏五月廿九日 宗詮（花押）

垣屋又太郎殿

（山名棟豊書状写）

円通寺領桃嶋事、違乱之由事実候哉、就二垣屋兵部忠
動一円通寺雖二相論一非二疎略儀一候歟、彼領地等濫妨
之段可レ令二停止一旨、家来可レ令二申付一候、恐々謹言、

九月三日

棟豊（山名）（花押）

田結庄筑後入道殿

（文書断簡写）

円通寺宗源院領桃嶋事、可レ致二諸役一之旨、七浦之
輩申懸之漁舟等押二取之一云々、無レ謂次第也、既天
文拾九年大塚大和守如レ此之儀雖レ申二懸之一、代々
判形其外垣屋証状等明鏡之条、可レ令レ停二止違乱一
之旨申二出之一、落着之處、今亦及二謀訴一之段奸濫
至也、所詮証文数通之内第一寛正五年九月廿三日金剛
寺并河越（後欠）

五四、（参考）百嶋の漁業権保障に関する文書

（預所法橋某下文写）

正安元年（二二九九）

八幡宮寺御領但馬国桃嶋之浦、依レ為二一宮太明神之
具濟之浦一、桃嶋之内神崎堺而自二他所一不レ可二漁
捕一者也、於下左右致二濫妨一之事上者、太不レ可レ然、
時々於二奉行一可レ被二成敗一之本所補任之所職相伝之
所帯也、依二神代之子細有一下状如レ件、

正安元年六月十九日

預所法橋（花押）

（預所法橋某下文写）

正安二年（二三〇〇）

下 桃嶋浦

補任 可二漁捕一事

右所職者、任二一宮相伝旨、上者水落境、下者致二入
江之氣比一、浦者塩坪之橋之下境、外海者東西国堺可二

漁捕^一者也、仍他所之不^レ可^二違乱及^一者也、然者一宮之具濟等勿^二違失^一、故下、

正安貳年五月日

預所法橋(花押)

(目代某判物写)

建武元年(一三三四)

源四郎義長申、桃嶋之内海者、可^レ任^二神代相伝之旨^一、余之浦人乱入而漁捕事有者、重而可^二申上^一可^二堅成敗^一也、長光知行分山林并屋敷畠地等之事、任^二相伝之旨^一如^レ元令^二知行^一、於^二有^レ限正税^一者、守^二先例^一可^レ令^二弁濟^一、本所補任之依^二前職^一宛補者也、

建武元年六月四日

目代(花押)

*以上三通の文書は近世の書写と考えられ、近世的な文章表現が多く、様式も他の中世文書と異なるため検討を要す。

